

令和元年第3回大和村議会定例会会期日程

9月10日開会～9月25日閉会 会期16日間

日次	月日	曜日	会議別	日 程
第1日	9月10日	火	本会議	開 会
				1 会議録署名議員の指名
				2 会期の決定
				3 諸般の報告
				4 行政報告
				5 議案第37号 令和元年度大和村一般会計補正予算（第2号）について
				6 議案第38号 令和元年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
				7 議案第39号 令和元年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第2号）について
				8 議案第40号 令和元年度大和村介護保険特別会計補正予算（第2号）について
				9 議案第41号 令和元年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
				10 議案第42号 令和元年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
				11 認定第1号 平成30年度大和村一般会計歳入歳出決算の認定について
				12 認定第2号 平成30年度大和村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
				13 認定第3号 平成30年度大和村国民健康保

第 1 日	9 月 10 日	火	本会議	陰特別会計歳入歳出決算の認定について
				14 認定第 4 号 平成30年度大和村大和診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
				15 認定第 5 号 平成30年度大和村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
				16 認定第 6 号 平成30年度大和村集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
				17 認定第 7 号 平成30年度大和村大和の園特別会計歳入歳出決算の認定について
				18 認定第 8 号 平成30年度大和村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
				19 平成30年度決算審査特別委員会の設置について
				20 議案第43号 大和村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
				21 議案第44号 大和村防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
				22 議案第45号 大和村給水条例の一部を改正する条例の制定について
				23 議案第46号 大和村集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
				24 議案第47号 大和村印鑑条例の一部を改正

第 1 日	9 月 10 日	火	本会議	する条例の制定について 25 発議第 2 号 核兵器禁止条約に署名、批准し、唯一の戦争被爆国にふさわしい核兵器廃絶に向けた努力を求める意見書について
第 2 日	9 月 11 日	水	委員会	決算審査特別委員会（現地調査）
第 3 日	9 月 12 日	木	本会議	一般質問
第 4 日	9 月 13 日	金	休 会	
第 5 日	9 月 14 日	土	休 会	
第 6 日	9 月 15 日	日	休 会	
第 7 日	9 月 16 日	月	休 会	
第 8 日	9 月 17 日	火	委員会	決算審査特別委員会（一般会計）
第 9 日	9 月 18 日	水	委員会	決算審査特別委員会（一般会計・各特別会計）
第 10 日	9 月 19 日	木	休 会	
第 11 日	9 月 20 日	金	休 会	
第 12 日	9 月 21 日	土	休 会	
第 13 日	9 月 22 日	日	休 会	
第 14 日	9 月 23 日	月	休 会	
第 15 日	9 月 24 日	火	休 会	
第 16 日	6 月 25 日	水	本会議	1 認定第 1 号 平成30年度大和村一般会計歳入歳出決算の認定について 2 認定第 2 号 平成30年度大和村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について 3 認定第 3 号 平成30年度大和村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第16日	6月25日	水	本会議	4 認定第4号 平成30年度大和村大和診療所特別会計歳入歳出決算の認定について 5 認定第5号 平成30年度大和村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について 6 認定第6号 平成30年度大和村集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について 7 認定第7号 平成30年度大和村大和の園特別会計歳入歳出決算の認定について 8 認定第8号 平成30年度大和村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について (決算審査特別委員長報告及び採決) 9 同意第2号 大和村教育委員会教育長の任命について 10 発議第3号 新たな過疎対策法の制定に関する議会意見書の提出について 11 発議第4号 「国立公園ヒエン浜の保全と戸円集落沖海砂採取の在り方についての調査特別委員会」の設置について 12 発議第5号 「開饒神社から始まる黒糖の歴史ストリート」(仮称)の日本遺産登録申請に向けた検討委員会の設置を求める決議について
------	-------	---	-----	---

第16日	6月25日	水	本会議	13 総務建設委員会の閉会中の所管事務調査について 14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について 閉 会
------	-------	---	-----	---

第 3 回 大和村議会定例会

第 1 日

令和元年 9 月 1 0 日（火）

大 和 村 議 会

令和元年第 3 回大和村議会定例会会議録

令和元年 9 月 1 0 日（火）

午後 1 時 3 0 分開会

1 議事日程

開議の宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 議案第 37 号 令和元年度大和村一般会計補正予算（第 2 号）について

日程第 6 議案第 38 号 令和元年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について

日程第 7 議案第 39 号 令和元年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第 2 号）について

日程第 8 議案第 40 号 令和元年度大和村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について

日程第 9 議案第 41 号 令和元年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について

日程第 10 議案第 42 号 令和元年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について

日程第 11 認定第 1 号 平成 30 年度大和村一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 12 認定第 2 号 平成 30 年度大和村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 13 認定第 3 号 平成 30 年度大和村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 14 認定第 4 号 平成 30 年度大和村大和診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 15 認定第 5 号 平成 30 年度大和村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 16 認定第 6 号 平成 30 年度大和村集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定

について

日程第17 認定第7号 平成30年度大和村大和の園特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第18 認定第8号 平成30年度大和村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第19 平成30年度決算審査特別委員会の設置について

日程第20 議案第43号 大和村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

日程第21 議案第44号 大和村防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

日程第22 議案第45号 大和村給水条例の一部を改正する条例の制定について

日程第23 議案第46号 大和村集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第24 議案第47号 大和村印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

日程第25 発議第2号 核兵器禁止条約に署名、批准し、唯一の戦争被爆国にふさわしい核兵器廃絶に向けた努力を求める意見書について

散会の宣告

2 出席議員は次のとおりである。(8名)

1 番 前 田 清 和 君	6 番 民 文 忠 君
2 番 重 信 安 男 君	7 番 池 田 幸 一 君
3 番 藏 正 君	8 番 宮 田 到 君
5 番 勝 山 浩 平 君	9 番 奥 田 忠 廣 君

3 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 大 崎 一 也 君 書 記 太 純 一 君

5 説明のため出席した者の職氏名

村 長 伊集院 幼 君	教 育 長 藤 井 俊 郎 君
副 村 長 泉 有 智 君	教委事務局長 福 山 茂 君
総 務 課 長 政 村 勇 二 君	企画観光課長 森 永 学 君

建設課長	前田逸人君	産業振興課長 兼農委事務局長	郁島武正君
教委指導主事	小原和博君	会計管理者 兼会計課長	大石松美君
保健福祉課長 兼大和診事務長	早川理恵君	住民税務課長	三宅正剛君
大和の園園長	勝健一郎君		

開会 午後１時３０分

-----○-----

○議長（勝山浩平君）

皆さん、こんにちは。

ただいまから令和元年第３回大和村議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程のとおりであります。

-----○-----

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（勝山浩平君）

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によりまして、６番、民文忠君、７番、池田幸一君を指名いたします。

-----○-----

日程第２ 会期の決定

○議長（勝山浩平君）

日程第２、会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から９月25日までの16日間にしたいと思いますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から９月25日までの16日間に決定いたしました。

-----○-----

日程第３ 諸般の報告

○議長（勝山浩平君）

日程第３、諸般の報告を行います。

令和元年第２回定例会以降の議会活動につきましては、文書でお手元に配付をいたしておりますので、口頭報告は省略いたしますが、この間、９集落８会場で議会報告会を開催させていただきました。いただいた御意見などを、今会期中に当局に報告をいたしますので、お目通しくださいますようお願いを申し上げます。

これで諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（勝山浩平君）

日程第4、行政報告を行います。

村長より行政報告の申し出がありますので、これを許可いたします。

○村長（伊集院 幼君）

皆さん、こんにちは。

今年度第2回定例会以降におきます行政報告をさせていただきます。

6月の第2回定例会におきまして、議員の皆さまからも多くの御意見をいただきました。私たちも住民サービスの低下がないように、しっかり公平性を守りながら行政運営をしていきたいというふうに思っておりますので、御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

7月に入りまして、7月7日に関西大和会総会が開催をされました。その前々日に国分電機の森山茂知会長のお兄さんの息子さんということで、今現在、尼崎の副市長をされているということで、森山敏夫さんという方に初めて私もお会いをさせていただきまして、尼崎とは関西奄美会と密接な関係で連携を図っているということもございまして、今後、この森山副市長さんを通じまして、いろんな形で交流ができればというふうに思っております。また、関西大和会におきましては、今年度は150名余りの皆さまが出席をし、声かけをして、出身者が100名ほどお集まりをいただいて、盛大に開催をされました。また、鹿児島大和会、そして関東大和会を含めて、最近、会員も増えまして、活発に総会がなされてところでもございまして、今後、役員の皆さんとも連携を図りながら、会の発展に向けて、我々も地元から応援をしていきたいというふうに思っております。

7月は、板橋区の区長並びに区議会議員の皆さんと表敬をさせていただきました。4月に改選がございまして、坂本板橋区長さんが4期目就任ということで、そして区議会議員も大分メンバーが代ったということで、これまで大和村にもお越しいただいた議員の皆さんはみんな勇退をし、新しい区議会議員に代わりましたので、区議会議員の副議長さんとお会いをさせていただいて、今後の交流について意見交換をさせていただいたところでもございます。

7月29日でございますけれども、岩崎産業と地籍調査の打ち合わせということをしていただきました。これまで大和中学校前の道路においては、社有地ということで地籍調査をお願いをしているところでもございますが、なかなか会社との意思

疎通が図れないところもございまして、我々も粘り強く地籍調査の確定を急ぎたいということで、今現在進めさせていただいているところでもございます。今後、いろいろとこれまでの経緯を我々も調べまして、その経緯報告を後ほどまた岩崎社長にもさせていただきたいということでございまして、近いうちに資料が揃い次第、岩崎ともまた再度、地籍調査のお願いをするような予定を今立てているところでもございます。

8月に入りまして、第7回の子ども議会を開催させていただきました。子どもたちの目線で、大和村におけるいろんな御意見を賜っておりますので、我々もしっかり子どもたちの意見に応えてあげるように、我々も困っていることを早急に取り組みをしていきたいというふうに思っているところでもございます。

8月の最後の日でございますが、31日に、これまで就航いただきましたバニラエアさんのお別れイベントということで、御案内のとおり、ピーチアビエーションに吸収合併ということで、10月1日からは成田線がピーチの便で就航になります。12月26日からは関西空港のほうから奄美便が新しくまた就航するというところでございまして、我々もしっかりこの就航にあたってのいろんな協力体制を取りながら、この大和村にも多くの方に来ていただけるよう、取り組みを進めていきたいというふうに思っているところでございます。

9月に入りまして、9月2日、2学期の初めにあたりまして、スクールバスの直営運行ということでスタートさせていただきました。今現在、運転手2名ということでさせておりますけれども、今募集をかけまして、3名体制で行うほうが十分な環境のもとで運行ができるんじゃないかというふうに思っておりまして、そういう体制で子どもたちが安心して通学ができるような環境をつくってきたいというふうに思っています。また、直営でやることによって、スクールバスだけでなく、村民に対して重要度の高い運行ができればということも考えておりまして、スクールバスを中心に運行する中で、我々も時間の余裕があれば、いろいろとまた検討をしていきたいというふうに思っているところでもございます。

9月3日には、自民党の奄振特別委員会が開催をされました。これは来年度、令和2年度の概算要求が示されたということで、その内容について地元選出の尾辻委員長と金子事務局長、そして森山国体委員長にも御出席をいただく中で、関係省庁から概算要求の内容について説明があったところでもございます。御案内のとおり、232億超ということで、対前年度で9%の増ということで概算を示しているところでもございます。我々も今後、必要性をしっかり訴えながら予算獲得に向けて

頑張っていきたいというふうに思っているところでもございます。

以上で、簡単ではございますけれども、行政報告とさせていただきます。

○議長（勝山浩平君）

これで行政報告を終わります。

-----○-----

日程第 5 議案第37号 令和元年度大和村一般会計補正予算（第 2 号）について

○議長（勝山浩平君）

日程第 5、議案第37号、令和元年度大和村一般会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和元年度大和村一般会計補正予算（第 2 号）について、提案の理由を申し上げます。

令和元年度大和村一般会計補正予算（第 2 号）は、中部奄美会記念式典助成金事業や大和村定住改修助成金事業など、歳入歳出それぞれ 1 億3,356万7,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

令和元年度大和村一般会計補正予算（第 2 号）について、内容の御説明を申し上げます。

令和元年度大和村一般会計補正予算（第 2 号）は、歳入歳出それぞれ 1 億3,356万7,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億383万9,000円にしようとするものでございます。

歳入の主なものから御説明いたします。

9 ページをお開きください。

款 9 地方交付税も、項 1 地方交付税、目 1 地方交付税は、普通交付税の交付額決定により9,187万5,000円を増額計上いたしました。

同じく、9 ページをお願いいたします。

款14県支出金、項 2 県補助金、目 4 農林水産業費県補助金は、鳥獣被害対策実践事業と併せまして、新規に浜の担い手育成支援事業として、合計30万円を計上いたしました。

同じく、款14県支出金、項2県補助金、目7土木費県補助金は、津名久地区における急傾斜地崩壊対策補助金の内示額の決定により、350万円減額計上いたしました。

10ページをお開きください。

款18繰越金、項1繰越金、目1繰越金は、前年度からの繰越金の確定により、5,225万5,000円を増額計上いたしました。

同じく、10ページをお願いいたします。

款20村債、項1村債、目1総務費債は、臨時財政対策債の発行可能額の確定により、1,200万円を減額計上いたしました。

次に、歳出の主なものを御説明いたします。

11ページをお開きください。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、事務嘱託委員会における県外現地視察の費用弁償や、中部奄美会20周年記念式典における八月踊り披露への助成など、合計で284万円を増額計上いたしました。

同じく、11ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目4財産管理費は、特別交付税や土砂搬入量の増加による収入増により、財政調整基金積立金へ1億900万円を増額計上いたしました。

同じく、11ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目6財産管理費は、産業振興課を産業振興総合センターへ移設する際の修繕料や、3年に一度検査が必要な村防災センターへの特殊建築物定期検査委託費など、合計で410万円を増額計上いたしました。

12ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目17後期高齢者医療費は、後期高齢医療特別会計の繰出金として260万円を減額計上いたしました。

同じく、12ページをお願いいたします。

款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費は、湯湾釜分校の保育所改修に係る修繕や、村外へ通う2歳児までの地域型保育給付費など、合計で664万8,000円を増額計上いたしました。

13ページをお願いいたします。

款4衛生費、項2清掃費、目2し尿処理費は、衛生センターにおける汚泥脱水機の修繕料といたしまして450万円増額計上いたしました。

同じく、13ページをお願いいたします。

款5農林水産業費、項1農業費、目6湯湾釜選果場運営費は、スモモ生産量の減に伴う作業労務者の従事時間減により150万円を減額計上いたしました。

14ページをお願いいたします。

款5農林水産業費、項3水産業費、目5浜の担い手育成支援事業は、水産加工グループにおける水産加工品の商品開発費などとして50万円計上いたしました。

同じく、14ページをお願いいたします。

款7土木費、項3河川費、目2急傾斜地崩壊対策事業費は、津名久地区における急傾斜地崩壊対策事業額の決定により700万円減額計上いたしました。

同じく、14ページをお願いいたします。

款13予備費におきましては、58万5,000円を増額いたしまして、歳入歳出の調整を図りました。

以上で、内容の説明を終わります。御審認方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（勝山浩平君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○1番（前田清和君）

こんにちは。

2点ほど質問させていただきます。

予算書の11ページ、3歳出、款2総務費、目9定住促進費、大和村の住宅改修助成金ということで300万円計上されていますが、3月の当初、最初の予算で修繕費を1,000万円、住宅助成ということで上げていると思います。今回300万円ということで、1,300万円、今、何人の方が申請されておられて、もう何人の方が工事などされているのかというのと、平成30年度、この事業は始まっておりまして、平成30年度がもうこの同額の1,350万円余り、決算でもうこの半年の間で同額ぐらいになっているんですね、この住宅助成金の係る費用が。これは村民にとって有難い事業なんですけど、これが去年と同額まできて、これ以上まだ補正で組んで、これをやっているのか、この住宅助成金。それをちょっと聞かせていただければと思います。

○企画観光課長（森永 学君）

住宅改修助成金でございますが、今年度は今現在22件の申請に対し、16件が完成をしております。現在までで支出しているのが699万9,000円でありまして、あと6

件はまだ未完成であります。この6件が完成しますと、まだ実績額が出ておりませんが、1件当たり最高が50万円になります。この6件すべて、今後完成いたしますと、もう999万9,000円を歳出することになりまして、予算が1,000円しかもう残らない状況になります。今後、まだ誰が申請をするか、そういう申請書はまだ上がってきてはおりませんが、問い合わせなどは数件来ております。そういった方々に対処するため300万円を増額しております。今現在、申請が上がってきている分でしたら、今回の300万円ですべて賄うことができるんですが、今後申請を上げる人が来る可能性も含めて300万円増額しております。

○1番（前田清和君）

もしよろしければ、集落別でその件数がわかれば教えていただきたいんですけど。

○企画観光課長（森永 学君）

今、ここに集落別の件数はございませんが、平成30年度、平成31年度、一応すべての集落から、国直から今里まですべての集落から最低1件は申請がある状況です。

○1番（前田清和君）

ありがとうございました。

それでは、もう1点お伺いいたします。最初は13ページを開けていただきまして、款5農林水産業費、目4農業振興費、労務賃金ということで138万3,000円計上されております。これの御説明をお願いしたいと思います。

○産業振興課長（郁島武正君）

役場の業務におきまして、今、役場が所持しておりますパワーショベル、タイヤショベルの重機などを使った作業が結構ございます。産業振興課、建設課とありますが、その役場の重機等を使って作業するための技術員のための賃金ということで計上したものでございます。主な業務内容といたしましては、まず最初に行ってもらいましたのが、急を要しました大和地区農業用水の水源地の土砂除去作業、そのようなことを行いました。あと、堆肥の運搬、簡単な農道、村道等の補修等もその方を活用してやっていきたいということで、今回新たに計上させていただきました。

○1番（前田清和君）

課長、僕は聞いてないですけど、同僚議員が担当課の職員から聞いた話とは全く話が違うんですが、今の話で本当に間違いないんですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

どのようなことをお聞きになったのかわかりませんが、私はそのように理解して、現在雇用している状況でございます。

○1番（前田清和君）

私がちょっと聞いた話では、今、産業振興課が移転いたしまして、そちらで今採用されている方への労働賃金だということで聞かせていただきました。

○産業振興課長（郁島武正君）

説明が不足しておりましたが、これまで役場職員の中にも重機の資格を持っている方がおりまして、特に農業用水の水源地の補修とかは職員が実際行って、2、3名行ってやっておりましたけども、その資格を持っている方が行って作業を行うということで、その方の賃金の計上ということになります。

○1番（前田清和君）

その方はもう採用されているということですよ、そしたら。としたら、一応この補正予算で労働賃金ということで補正を組まれているんですが、その補正を組む前に、もう働かれておられるということは、これはやっぱり補正を組むというの、やはり議会を通して補正を組んで、そこから採用するなり、そういう賃金に使うのが筋ではないかなと。採用を先にしといて、その後こうして補正を上げてくるということは、前も同僚議員が言いましたけど、議会に一言、そういう連絡なりをいただければ、私たちも、いや、これはやっぱり議会を通さないで勝手にもう採用だけしといて、そこにその人の労働賃金ということで、後で補正を上げるというのは、やはりこれはあまり好ましくないのではないかなと思いますので、そこらへんはしっかりと気をつけていただきたいなというふうに思います。

○産業振興課長（郁島武正君）

前田議員がおっしゃる意味はよく理解できます。この件に関しましては、当初予算で108万円ほど労務賃金を計上しておりまして、加工品の製造とか、農業用水の土砂の除去とか、そういったものに使えるような形で労務賃金を確保しておりましたけども、このとき7月5日から採用いたしましたけども、その方の賃金が不足したということで計上した次第でございます。今後、そのようにしたいと思います。

○議長（勝山浩平君）

ほか質疑はありませんか。

○3番（藏 正君）

最初に、13ページの鳥獣被害対策実践事業について伺いたいんですけども、まずイノシシの件からなんですけど、今年は特にイノシシの被害がすごいたくさん出てまして、以前に広域で巻いたイノシシの防護柵ですか、あれはもうどの地区もほぼ成果が出てない。逆にどこからイノシシが入っているのか、その入り口を見つける

のが困難なぐらいで、全く意味をなしてないとかいう状況に、どの地区もあると思うんですよ。それに対して、最近やっている大和浜地区とかの防護柵の効果というのが出ている、何かその実績が出ていると思うんですけども、どのような状況なのかちょっと教えてもらえますか。

○産業振興課長（郁島武正君）

イノシシの侵入防止柵につきましては、もうかなり以前からやっております、その頃設置した防護柵からすれば、近年のものは侵入しにくい形のものに、高さもですけど、網の組み方も改良されてきておりますけども、実際、県営事業とこの鳥獣被害防止対策実践事業で巻くわけですけども、議員さんがおっしゃるとおり、県営事業のほうは広範囲に巻くものですから、どうしても侵入箇所ができてしまって、今は毎日のように農家さんから被害の報告があつて、職員はその対応をしている状況でございます。新たに巻いたところも、実際、侵入があるということで、農家さんからは苦情等がほとんど毎日のように来ている状況でございます。

○3番（藏 正君）

これは広範に巻く防護柵の最大のデメリットは、後から侵入柵を自分で目視で検査できるかできないかなんですよ。もう自分の畑じゃないところを、山の中とかずっと回っていたら、そこがもう一旦荒れてしまうと、もうその侵入柵も探しようがないんですね。追究のしようがない。逆に、狭い範囲で巻いているところは、一応被害があつた後に、それに対しての対策が取れるということがすごい大きな意味を持っていまして、ということは逆にその防護柵の効果を出すためには、できるだけ狭い範囲、自己責任で見て回れる範囲で、後の管理ができるというのが最大のメリットだと思うんですけど、その県単事業でどうしても、ちょっと教えてもらいたいんですけど、県単がどういった最低限の条件がどういった条件で取り入れられるのかと、それに対して、そこで賄えないところを村単事業で何とか複合的なものがないものかどうかお聞きしたいんですけど、お願いします。

○産業振興課長（郁島武正君）

藏議員がおっしゃるような御意見も多くの農家さんから聞いておりまして、我々も県の担当者に伝えるわけですが、県の防護柵の巻き方の基準というのが、一つの畑ごとに巻いたほうが農家さんも効果が確認できるんですが、1個1個の畑じゃなくて、多く巻いたほうが事業費が少なくて済むと。県のほうは、この巻き方で侵入しないということで、実際そのような形で何百メートルか巻くわけですけども、その度に侵入するものですから、県のほうには今のやり方ではちょっと侵入の防止が

できないというふうな情報は伝えて、実際現場にも呼んできて侵入した後も見せているわけでございます。県営事業においては、この巻く範囲が限られておりますので、そこで巻けなかった部分につきましては、ここに書いてあります鳥獣被害対策実践事業のほうで、狭い範囲で巻くことも可能でございますけども、一度県で巻いたものに、またその別の事業で巻くということはできなくて、中にもともと入っていたのか、外から入っていたのかの今その調査をして、いろいろ箱罟を設置したり、センサーカメラを設置したりして調査している段階でございます。

○3番（藏 正君）

ぜひ、県がどうしてもそこらへんで折り合えないのだったら、村単事業でも何か検討していただいてやらない限り、このイノシシというのはもう一回味を占めたらどうかして入ってくるという、人間では考えられないぐらい頭のいい動物だなと思えるところがありますので、後から侵入路を自己責任で見て回れるような形にするというのも一つ最大のポイントだと思いますので、そこらへんを県にもますます訴えていっていただきたいと思います。

もう1点、カラスの被害なんですけども、昨年、湯湾釜地区でありました、タンカンのとれる時期、その頃、晚柑類とか柑橘類が結構ほかの品物もとれるんですけども、ほぼ全滅された実績があります。それも農家さんの話によると、地元にもともというカラスじゃない、住みついているカラスじゃないかなと思われているということで、その集団、それも何十匹という集団ではなくて、その十数匹ぐらいの集団じゃないかなといんですけど、前、産業課長にお伺いしたことがあると思うんですけど、カラスの今、固定のカラス確保の小屋がありますが、あれの移動式とか、小型で移動というわけじゃなくても、簡単に設置できるような何かそういったシステムというのを導入できないのかなということで伺ったことがあると思うんですけど、その後、そのへんについての検討はどのようになっていますか。

○産業振興課長（郁島武正君）

カラス被害につきましては、今、2カ所で捕獲をしているところですけども、そのような話がございまして、この大和地区にも1基必要だろうということで、この鳥獣被害対策実践事業の整備事業の来年度の要望において、カラス小屋1基を要望しているところでございます。その規模、場所等についてはこれからでございますが、できれば移動式のものと固定式のもの、2つぐらい設置できたらと考えているところでございます。

○3番（藏 正君）

ぜひ、そのカラスの被害の多発しているところを優先的に対策をとっていただきたいと思います。

もう1点、児童福祉総務費の湯湾釜分校の改修という話がありましたけども、このことについて、まずいつぐらいからの保育事業を始める予定にされているのか、それとまた保育士またはその受け入れの規模、それと説明会の予定等について、もう1点、大金久の利用はこれからどのように考えているのかまで併せてお尋ねしたいと思います。

○保健福祉課長（早川理恵君）

いつぐらいからの改修かということについてでございますけれども、現在、区長さんを通じて、湯湾釜の分校のございます集落のほうでの意見伺いと申しますか、説明会と申しますか、それは現在予定している状況でございます。それが終わりました、議会が終了しましたら、改修に取りかかる予定としております。

保育士の確保の件でございますけれども、湯湾釜分校、地域型保育と申しまして、小規模保育事業B型というもので運営しておりますけれども、それにつきまして保育士以外の従事する方につきましては、子育て支援研修を受けることが必須というふうになっておりますので、その研修も併せて受けていただいて、確保を行っていくという予定にしております。

定員につきましてですが、湯湾釜分校の面積を考えますと、1階建てですけれども、20名までは可能ということですが、村の現在の人数、実情を考えまして、現在、大金久のほうでは9名としておりますものを15名という枠で設定ができないかというふうに考えております。

○3番（藏 正君）

実際に開始する保育事業、その開始するのはいつぐらいなのかと、今後も大金久についての利用は今までどおりやる予定なのか、もう一回確認していいですか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

開始時期につきましては、来年度の4月の開設を目指したいというふうに思っております。現在行っております大金久の方々につきましては、そこではなくて、すべての方を湯湾釜分校に移っていただいて、運営を続けていくというふうな計画でございます。

○3番（藏 正君）

ということは、大金久はもう閉鎖されるというふうに考えていいんですね。ありがとうございます。

そうしたときに、この決算額の286万5,000円かな、この地域型保育給付費、これは村外の保育所を利用されている方への助成金だと思っているんですけども、そういった方は対象者は何名なのか。村内のこのゼロ歳児保育を使っている方と、村外の保育施設を使っている方とあわせて、実際に今、保育に従事されている方で、この枠から漏れている方、利用しなくて済んでいる方というのはどういう方が何名いるのか、そのへんを教えてください。

○保健福祉課長（早川理恵君）

おっしゃるように、地域型保育給付費は広域の給付ということで、村外の保育所を利用している方についての給付でございます。そういった方が現在5名おられます。大金久の保育所の定員が9名ということで、そこに入れなかった方々が村外を利用いただいているところになっております。

○3番（藏 正君）

もう1点、土木費の公園費、これはちょっと聞くとところによると、水と森公園というのでしたっけ、大和浜の野生生物保護センターの近隣にある。この重機借上料の100万円というのは、自分なんか見る限り、何か抜根伐採、もう済んでいるように見えるんですけども、済んでいる予算を今計上しているわけではありませんよね。そのへんの説明をお願いします。

○産業振興課長（郁島武正君）

済んでいるわけではございませんで、伐採は草刈り作業の賃金で伐採をさせていただきます。そのまほろば水と森公園の再整備ということで、遊具等も含めて整備をしているわけですが、そこにある公園内には奄美の森、あと池、そのへんが木の生長も含めてですけども、大分混雑してきましたので間伐をしました。その間伐材があまりにも多量になりましたので、運搬して廃棄する予算で計上しております。

○3番（藏 正君）

この公園費の中でこれはやっていますが、その土地の今後の利用計画とかいうのが何か決まっているんだったら教えていただきたいと思います。

○村長（伊集院 幼君）

我々も今後の村が将来的にどういう形で大和村の歴史を紹介するか、そしてまた、いろんな施設を建てる中で、我々も以前議会の皆さんの御理解をいただいて、和家の土地を購入することができました。そこに歴史資料館があれば、石積みを復元しながら、我々もそこが歴史を紹介する場所にしようという意気込みでありましたけれども、何分にも急傾斜地の区域に入っているということで、建築物の規制がか

かつておりまして、なかなか難しいところがあるのかなということで、今、我々もちょっと先が見えないところでありましたが、あそこの公園の敷地を購入することができましたので、いろいろと詳細にわたって近いうちに検討会の中で将来の施設整備の計画を立てていきたいというふうに思っているところでございます。

○3番（藏 正君）

わかりました。以上です。

○議長（勝山浩平君）

ほか質疑はありませんか。

○9番（奥田忠廣君）

先ほども3番議員から質問がありましたけど、イノシシ防護柵のことなんですが、これは県事業から対象外に外れるところがあるんですよね。それについては村単のほうでやるということだと理解をしていますが、そのようなことでしょうか。

○産業振興課長（郁島武正君）

村単ではなくて、別の事業で、農政の事業で鳥獣被害対策実践事業、それでその資材だけ助成がある事業を使っております。

○9番（奥田忠廣君）

この対象外の場所というのは多いんですか。何カ所もあるんですか、この大和浜の場合はやっている大和地区の場合は、川内地区、これから三田地区に移っていくわけなんですけども、そこらで対象外になる農地というのがどれぐらいあるのか。

○産業振興課長（郁島武正君）

対象外が何パーセントぐらいあるのかの正確な数字はわかりませんが、県営事業の対象外となるのは、農業用水が引いてないところ、基盤整備もしていないところ、そのような農地が対象外になるものですから、その大和浜地区の基盤整備した畑の近辺でありまして、そのような土地は結構ありますので、そのような農家の方から要望を聞いて別事業で新規防止柵を巻く大和浜だけではなくて、大棚もそのようにしているところでございます。

○9番（奥田忠廣君）

この農地の中には、道路から奥のほうに入っているところには、農業用水は引いてないところが多いんですよね。そこらあたりは対象外になるのか、基盤整備をしてありますけれども、農業用水が確保できてないところは対象外というように考えてよろしいですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

農業用水が引かれていない、基盤整備をされていないというのは、補助対象外になるんですが、例えば農地があつて、その真ん中の土地だけを対象外とすることは、返って巻くメーター数を増やすことになりますので、まとめて巻く場合もあると聞いております。

○9番（奥田忠廣君）

そのまとめて巻くというのが一番怖いんですよ。まとめて巻くというのは、まだ休耕しているところ、草が生えて休耕しているところもまとめて巻いてもらったら、その草が生えているところにイノシシが住んでいるんですよ。そこに住みついているのがいる。先ほどもあったように、イノシシというのは学校は出てないけれども、私たちより頭の良い部分があるんですよ。ですから、それをまとめて巻くという、本当にもうこれは農地として使えないというところは、もう対象外に外したほうがいいんじゃないかなと。余計なところを巻いて、イノシシを巻き込むというような可能性がないでもないんですよ。そこらあたりは事業主体と十分に協議されてほしい。いかがですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

県営事業を進めていく上で、受益者さんとの意見交換は非常に大事でございますので、その意見がある度に伝えてはおりますし、これからも強く県のほうへは要望していきたいと思えます。

○9番（奥田忠廣君）

この歳出の款2目1なんですけども、中部奄美会記念式典助成金150万円、これは記念式典というのはどのような記念式典なんですか。

○総務課長（政村勇二君）

中部奄美会が発足されて20周年、20年目を迎える、第20回の節目としての記念式典でございます。

○9番（奥田忠廣君）

この本村の助成割合というのは、奄美12市町村が全部助成金を出すんだと思うんですよ、これ。そうじゃありませんか。奄美12市町村が助成金を出すのであれば、その算出方法というのはどういう方法からの、150万円というのは算出をされたんですか。

○総務課長（政村勇二君）

先ほど、私の説明不足で大変申し訳ございません。この中部奄美会記念式典助成金150万円といいますのは、その記念式典に出席予定であります。これからまた正

式にお願いをするんですが、その記念式典に八月踊りを披露したいというところで、八月踊り、これから正式な依頼をするところでございますが、八月踊り保存会を向こうに派遣して、この記念式典で大和村代表として八月踊りを披露していただくと、大和集落の八月踊り保存会に対しての補助金でございます。

○9番（奥田忠廣君）

これはこの助成金というのは、12市町村が負担をするものじゃなくて、大和村だけの八月踊りだけに出すということなんですか。それと、この記念式典というのは、予定はいつになっているんですか。

○村長（伊集院 幼君）

これは今11月3日に名古屋のほうで開催されるんですが、今回、中部奄美会20周年ということで、今度、会長に就任しました寺師一蔵さんが、組織は中部は大和会という会長という、役職はまだあるんですけども、あそこは会自体はまだ運営はしておりませんが、その方が中部に行って、奄美会を立ち上げたのが20年前で、その寺師さんが立ち上げたということでございます。今、奄美会の役員の方も、寺師さんも名音の方で、事務局長の方も大和村名音の出身の方が事務局長をされておまして、今回この20周年に合わせて、ぜひ大和村の八月踊りを披露していただけないかということがございました。今、あっちからも助成があるような話があるんですが、まだはっきりはそこも決めていないようでございまして、大和村が参加できるかどうかということで、我々も予算を上げてから出席できるかどうかという返事をさせていただきますということでは、中部のほうには報告しているところでもございます。

○9番（奥田忠廣君）

式典はいつなの。

○議長（勝山浩平君）

11月3日開催です。

ほか質疑はありませんか。

○1番（前田清和君）

すみません。先ほど、藏議員から質問がございました、その保健福祉課長にお伺いします。まほろば保育所ですが、最初聞きました、令和2年4月から湯湾釜へという、全移転ということで返答いただいたんですが、大金久、今されているまほろば保育も、やはり改修事業とかいろいろあって、結構な費用もかかっていると思うんですよ。それを2年、3年でもう閉鎖して、湯湾釜のほうに全移行という、そう

いうもう方針がほぼ決定ですか。例えば、浦内と下方に2カ所ずつ保育所を設置するとか、できればやはり今里、名音の方にしてみたら、もちろん大金久があれば大金久に近いところに行くでしょうし、今までは国直、湯湾釜の人にしてみたら、大金久まで行ってたんですけど、そこらへんはもう湯湾釜分校で一本化するんじゃない、2カ所で検討するとか、そういうのももし可能であれば、まだあと半年間ありますので、検討していただきたいのと、もしそれがもうどうしても湯湾釜一本となると、じゃあ今利用されているまほろば保育園の今後どういう利用をされるのかまで教えていただければと思います。

○村長（伊集院 幼君）

あそこは我々が集落座談会をする中で、やっぱり後ろの背後の斜面が崩壊があると、そういう所にまほろば、このゼロ歳保育をする場所が、あそこが適しているのかどうかという意見も出た関係で、我々もあそこの急傾斜対策もしようと思っているんですが、まだ地権者の同意が得られてないということで、もう背後の、多分相当な時間が地権者の交渉にはかかるだろうということで、我々としてはやっぱり安全性の確保からしますと、もう場所を移転せざるを得ないだろうということで、今、湯湾釜集落にも説明をさせていただいて、あそこに移設ができればというふうに思っています。先ほど担当課長からもありましたように、今ゼロ歳保育を始めてから9名しか預けられない。しかし、待機者がいて、預けられない人たちは名瀬に預けなければならないという今現状の中で、我々も今スタッフを集めるのに、四苦八苦ししながら、この資格者を集めたり、そして研修に行かせて、そういう受入体制づくりに我々もしっかり人材確保していかなければならないという現状はございます。そういうことで、議会の皆さんの御理解をいただいて、とりあえず我々としては今、湯湾釜に移転をさせていただければということでございます。そしてまた、この跡地の利用につきましては、今やはり住居の確保が、今こうしていろいろとありますので、我々もまた今手を加えた分はある程度残しながら、住居には手早く大きな改修もせずに、住居として活用は可能ではないかというふうに思っておりますので、急傾斜の斜面の対策もですけれども、住居としての活用は我々も考えているところでございます。

○議長（勝山浩平君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

討論なしとします。

これから、議案第37号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は、原案のとおり可決をされました。

—————○—————

日程第6 議案第38号 令和元年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
について

○議長（勝山浩平君）

日程第6、議案第38号、令和元年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和元年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案の理由を申し上げます。

令和元年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、歳入におきましては、特別調整交付金の減額及び前年度繰越金の増額、歳出におきましては、国保診療所会計の繰出金の減額、予備費の増加に伴い、歳入歳出それぞれ270万1,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

令和元年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、内容の御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ270万1,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,035万4,000円にしようとするものです。
6ページの歳入から御説明申し上げます。

款3県支出金、項1県補助金、目1保険給費補助金は、特別調整交付金額の決定により80万円減額いたしました。

款6繰越金、項1繰越金、目1その他繰越金は、前年度実績により350万1,000円増額いたしました。

次に、7ページの歳出の主なものについて御説明申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、国保連合会の新医療費分析システム導入による負担金が発生したことに伴い、26万1,000円を増額いたしました。

款7諸支出金、項2繰出金、目1直営診療所会計繰出金は、国保診療所会計繰出金額の決定に伴い、80万円を減額いたしました。

款8予備費におきまして、317万5,000円を増額し、歳入歳出の調整を図りました。

以上で、内容の説明を終わります。御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（勝山浩平君）

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

討論なしと認めます。

これから、議案第38号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定をすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は、原案のとおり可決をされました。

-----○-----

日程第 7 議案第39号 令和元年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第 2 号）について

○議長（勝山浩平君）

日程第 7、議案第39号、令和元年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和元年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第 2 号）について、提案の理由を申し上げます。

令和元年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第 2 号）は、歳入においては、前年度繰越金の増額、他会計繰入金の減額、歳出におきましては、一般管理費、予備費の増額に伴い、歳入歳出それぞれ750万8,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、診療所部事務長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○大和診療所事務長（早川理恵君）

令和元年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第 2 号）について、内容の御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ750万8,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,103万2,000円にしようとするものです。

5 ページの歳入から御説明申し上げます。

款 3 繰入金、項 2 他会計繰入金、目 1 国保会計繰入金は、実績に伴う特別調整交付金の減額により80万円減額いたしました。

款 4 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金は、前年度実績により830万8,000円増額いたしました。

次に、6 ページの歳出について御説明いたします。

款 1 総務費、項 1 施設管理費、目 1 一般管理費は、10月からの消費税増税分として委託料7,000円を増額いたしました。

款 4 予備費において750万1,000円増額し、歳入歳出の調整を図りました。

以上で、内容の説明を終わります。御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（勝山浩平君）

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

討論なしと認めます。

これから、議案第39号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定をすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は、原案のとおり可決をされました。

—————○—————

日程第8 議案第40号 令和元年度大和村介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（勝山浩平君）

日程第8、議案第40号、令和元年度大和村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和元年度大和村介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案の理由を申し上げます。

令和元年度大和村介護保険特別会計補正予算（第2号）は、歳入においては、繰越金の増額、基金繰入金の減額、歳出におきましては、一般管理費と予備費の増額により、歳入歳出それぞれ106万3,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

令和元年度大和村介護保険特別会計補正予算（第２号）について、内容の御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106万3,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億8,398万8,000円にしようとするものです。

６ページの歳入から御説明申し上げます。

款３国庫支出金、項２国庫補助金、目４その他補助金は、システム改修費として31万円増額いたしました。

款７繰入金、項３基金繰入金、目１介護給付費準備基金400万円の減額につきましては、款８繰越金において、前年度繰越金475万3,000円を増額したことに伴い調整を図ったものでございます。

次に、７ページの歳出の主なものを御説明申し上げます。

款１総務費、項１総務管理費、目１一般管理費は、システム改修費等により69万5,000円増額いたしました。

款２保険給付費、項５特定入所者介護サービス費と他サービス等費、目４特定入所者介護予防サービス費は、要支援認定者の施設短期入所利用が発生したため、10万円増額いたしました。

款８予備費において16万8,000円増額し、歳入歳出の調整を図りました。

以上で、内容の説明を終わります。御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（勝山浩平君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○３番（藏 正君）

この特例特定入所者介護予防サービス費、これはまほろばの入所者の件なんですか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

これにつきましては、まほろば入所者ではなくて、一般の特別養護老人ホームでしたり、そういった老人福祉施設に入所される方の中で、要支援１・２の要介護認定を受けた方が利用するときに使う分ということになります。

○議長（勝山浩平君）

ほかは質疑はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

討論なしと認めます。

これから、議案第40号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は、原案のとおり可決をされました。

—————○—————

日程第9 議案第41号 令和元年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
について

○議長（勝山浩平君）

日程第9、議案第41号、令和元年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和元年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、提案の理由を申し上げます。

令和元年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入においては、繰入金の増額、歳出においては、事業費、工事請負費の増額によりして、歳入歳出それぞれ200万円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○住民税務課長（三宅正剛君）

令和元年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の内容について、御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ200万円増額し、歳入歳出予算の

総額をそれぞれ2億7,185万3,000円にしようとするものです。

7ページの歳入から、主なものを御説明申し上げます。

款2国庫支出金、項1国庫補助金、目1農業集落排水事業国庫補助金につきましては、東部地区と中部地区の事業費の調整による組み替えでございます。

款4繰入金、項1繰入金、目1繰入金の200万円の増額は、歳出額の増額補正に伴うものでございます。

次に、8ページの歳出について御説明申し上げます。

款2事業費、項1事業費、目1農業集落排水事業東部地区、目2農業集落排水事業中部地区につきましては、事業費の調整による組み替えと、中部地区の15節工事請負費を200万円増額計上いたしております。

以上で、内容の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（勝山浩平君）

これから質疑を行います。

○3番（藏 正君）

この排水事業については、設計単価等の変更で、次々延期になっていますよね。そしたら、湯湾釜、国直地区の住民からしたら、もう計画がどのような計画になっているのか、もうほとんどわからない状態にいるんですよ。ですから、こういった計画が変更になっていることを、やっぱり説明を住民に、ちゃんと周知する必要があるんじゃないかなと思うんですが、そのへんの何か形をとっておられるのか、全くわからない方ばかりいっぱいいる状況のように思われますけど、いかかですか。

○建設課長（前田逸人君）

議員のおっしゃるように、東部地区につきましては、大分少しずれが生じているところでございまして、平成32年度までには一応今のところ、当初の計画では東部地区についても終了する予定でございましたが、予算配分によって大分ちょっと4、5年遅れまして、試算を今のところしまして、令和5年、そこはちょっとはつきり申し上げることができないんですが、少し遅れる予定でありますので、何らか湯湾釜の集落の方、国直の集落の方、大和浜地区につきましては来年度終了する予定で今工事は着手しておりますので、そのあたりは集落の区長さんを通じて、また説明をしたいと考えております。

○3番（藏 正君）

ぜひ、区長さんに伝えるだけでなく、住民が見てわかるような、何かチラシとか、紙に下ろしたような形で配布なんかしてもらえたら、もっとわかりやす

くなるのかなと思いますのでお願いしたいのと、それと加入者の個人負担の分がありますよ。個人で配管をつなぐところの。その負担金のところで、これだけ年次差が広がってくると、その設計単価が変わっているように、個人の出費のほうも単価が変わってきているんじゃないかということで、以前にもその質問を申し上げて、そういった意味での時間差による不平等さがなくなるような補助を検討していきますという返事を聞いていますけど、そこらへんの検討は進んでいますか。

○住民税務課長（三宅正剛君）

前回、そういう御意見をいただいて、担当のほうにも単価の比較等をして、状況は聞いているところですが、消費税等の増額もございますし、そこらへんを勘案してどのくらいの金額設定が適当なのかということ、早いうちに、年内には結論を出せるように内部で検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○3番（藏 正君）

ぜひ住民が納得できるような単価というか、それが説明できるような形にしたいと思っています。

終わります。

○議長（勝山浩平君）

ほかは質疑はありませんか。

○1番（前田清和君）

3番、藏議員に関連してですが、この前、新聞でちょっと見たんですけど、奄美群島の12市町村の農業集落排水の加入率ですよ、沖永良部とか和泊、知名というのはもうほぼ100%であると。大和村は70何%だったと思うんですが、担当課長、この70数パーセントというのは、行政としてほぼこれで納得しているのか、それともまだまだ思っておられるのか。それと、今その加入率に対して、どういう取り組みをされているのか、お伺いしたいと思います。

○住民税務課長（三宅正剛君）

加入率の件でございますけれども、確かに90%、100%、数字が多いに越したことはないんですが、如何せん、その経済的負担が伴う工事がございまして、そこらへんを積極的に解消する立場をとっていいのかどうか、個人の事情がございますので、そこはせっかくですからつないでくださいというわけにもいかず、ただお知らせとしては、助成金はもう3年過ぎたら付きませんので、できたら水洗化をお願いしたいという案内といいますか、チラシは配布するようにしておりますが、農業集落排水の接続世帯としては、世帯数は3月末現在で310世帯が加入しております。

今後とも加入促進については、チラシなり、戸別訪問なりをして進めてまいりたいというふうに思っております。

○1番（前田清和君）

もう本当、その助成がなくなったら、その3年で出来なかったら、4年目以降はもうほぼ出来ませんというふうに、自分は思っております。ですから、この3年のうちに何とか行政として、やはり1人でも多く加入していただけるような、またそのチラシであったり、防災無線であったり、そういうこつこつですけど、また頑張っていたきたいなというふうに思います。

○議長（勝山浩平君）

ほかに。

○9番（奥田忠廣君）

今、県道を掘っていますよね。あれは国直まで行くんだろと思うんですけど、このポンプというのはあの管でいくつぐらい要るんですか、送水ポンプかな。

○建設課長（前田逸人君）

議員がおっしゃる圧送ポンプなんですが、あの管といいますと、湯湾釜と国直の間、湯湾釜の集落の間では、今、県道のところには圧送ポンプは今のところ予定はしておりません。湯湾釜集落のほうに圧送のポンプを今する予定になります。

○9番（奥田忠廣君）

あれは国直まで行きますと、国直のほうに下がっていったるんじゃないの。圧送は要らないのあれ、大丈夫なんですか、集落だけで。それか、湯湾釜で圧送を一つ、国直で圧送を一つということですか。それで、今の終末処理場まで圧送ができるということですか。

○建設課長（前田逸人君）

ちょっとこちらに詳しいポンプの位置とかいうのは少しないものですから、後ほど提示したいと思います。

○9番（奥田忠廣君）

今やっている事業は、元年度分ですか、これ。明線がなかった、何年度分。

○建設課長（前田逸人君）

元年度分でございます。

○議長（勝山浩平君）

ほかに質疑はありませんか。

○2番（重信安男君）

今、東部地区から中部地区のほうに予算を変更してされているんですけども、中部地区はこれでもう完了というか、終わりということですか。

○建設課長（前田逸人君）

中部地区は、今年度、処理場の上屋を完成させまして、来年度から、令和2年度から一部供用開始する予定にしております。中部地区につきましては、令和2年度まで管路布設を行い、令和3年度から中部地区、大棚地区も含んで、すべて供用開始になる予定で、今事業を進めております。

○議長（勝山浩平君）

ほかは質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

討論なしと認めます。

これから、議案第41号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は、原案のとおり可決をされました。

—————○—————

日程第10 議案第42号 令和元年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
について

○議長（勝山浩平君）

日程第10、議案第42号、令和元年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和元年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について、提案の理由を申し上げます。

令和元年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）は、歳入におきましては、繰越金に伴う増額、繰入金の減額を行い、歳出におきましては、予備費と還付に伴う増額により、歳入歳出それぞれ11万7,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

令和元年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について、内容の御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11万7,000円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,749万7,000円にしようとするものです。

６ページの歳入から御説明申し上げます。

款３繰入金、項１一般会計繰入金、目１事務費繰入金の260万円の減額につきましては、款４繰越金において、前年度繰越金271万7,000円を増額したことに伴い調整を図ったものでございます。

次に、７ページの歳出を御説明申し上げます。

款４諸支出金、項１償還金及び還付加算金、目２保険料還付金は、被保険者の死亡及び異動等により還付金が発生したため、10万円増額いたしました。

款５予備費におきまして1万7,000円増額し、歳入歳出の調整を図りました。

以上で、説明を終わります。御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（勝山浩平君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

討論なしと認めます。

これから、議案第42号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は、原案のとおり可決をされました。

—————○—————

日程第11 認定第1号 平成30年度大和村一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 認定第2号 平成30年度大和村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第13 認定第3号 平成30年度大和村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第14 認定第4号 平成30年度大和村大和診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第15 認定第5号 平成30年度大和村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第16 認定第6号 平成30年度大和村集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第17 認定第7号 平成30年度大和村大和の園特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第18 認定第8号 平成30年度大和村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（勝山浩平君）

日程第11、認定第1号、平成30年度大和村一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第12、認定第2号、平成30年度大和村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第13、認定第3号、平成30年度大和村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第14、認定第4号、平成30年度大和村大和診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第15、認定第5号、平成30年度大和村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第16、認定第6号、平成30年度大和村集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第17、認定第7号、

平成30年度大和村大和の園特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第18、認定第8号、平成30年度大和村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、以上の案件を一括議題といたします。

これから提案者に提案の理由及び内容の説明を求めますが、各特別会計の内容説明については、議案日程の順序を問わず、各関係課長において関係する議案を一括して説明を行い、内容については簡潔をお願いいたします。

○村長（伊集院 幼君）

平成30年度大和村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第1号から認定第8号までの8件の議案について、一括して提案の理由を申し上げます。

平成30年度大和村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めたく、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて御提案いたします。

内容につきましては、関係各課長または園長等に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

平成30年度大和村一般会計歳入歳出の決算の内容について御説明申し上げます。

平成30年度一般会計の決算は、歳入総額が31億8,705万7,000円、歳出総額は30億5,590万5,000円であります。

収入の現状でございますが、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は1億3,115万2,000円、翌年度へ繰り越すべき財源6,889万7,000円を差し引いた実質収支が6,225万5,000円の黒字、単年度収支は前年度比1,118万1,000円のマイナスとなりました。

また、基金への積立金が2億9,430万円、収支を調整するために基金を2億8,900万円取り崩し、実質単年度収支は588万1,000円のマイナスとなっております。

平成30年度末の基金総額は、前年度に比較しましても1,253万円増の12億9,946万5,000円であります。

以上で、決算の概要を申し上げましたが、内容につきましてはお配りした資料のとおりでございます。

なお、詳細につきましては、決算審査特別委員会におきまして、御質問により御説明させていただきたいと思っております。よろしく御審議方、お願い申し上げます。

○住民税務課長（三宅正剛君）

平成30年度大和村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算及び平成30年度大和村集落排水事業特別会計歳入歳出決算の概要について御説明申し上げます。

平成30年度大和村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算は、歳入総額8,184万3,635円、歳出総額7,909万1,536円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は275万2,099円の黒字決算となりました。

次に、平成30年度大和村集落排水事業特別会計歳入歳出決算は、歳入総額2億8,626万5,807円、歳出総額2億8,005万9,449円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支が520万6,358円の黒字決算となりました。

なお、詳細につきましては、決算審査特別委員会において、御質問により説明させていただきますと思います。御審議方、よろしくお願い申し上げます。

○保健福祉課長（早川理恵君）

平成30年度大和村国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成30年度大和村大和診療所特別会計歳入歳出決算、平成30年度大和村介護保険特別会計歳入歳出決算、平成30年度大和村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要について御説明申し上げます。

平成30年度大和村国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、歳入総額2億2,218万5,145円、歳出総額2億1,858万3,718円で、実質収支360万1,427円の黒字決算となりました。

次に、平成30年度大和村大和診療所特別会計歳入歳出決算は、歳入総額9,340万9,815円、歳出総額8,460万1,331円で、実質収支880万8,484円の黒字決算となりました。

次に、平成30年度大和村介護保険特別会計歳入歳出決算は、歳入総額2億7,445万9,766円、歳出総額2億6,970万5,590円で、実質収支475万4,176円の黒字決算となりました。

次に、平成30年度大和村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、歳入総額3,194万4,084円、歳出総額2,917万6,375円で、実質収支276万7,709円の黒字決算となりました。

なお、詳細につきましては、決算審査特別委員会におきまして、御質問により説明させていただきますと思います。御審議方、よろしくお願いいたします。

○大和の園園長（勝 健一郎君）

平成30年度大和村大和の園特別会計歳入歳出決算の概要について御説明申し上げます。

歳入総額 1 億6,453万3,031円、歳出総額 1 億5,869万1,411円で、実質収支584万1,620円の黒字決算となりました。

なお、詳細につきましては、決算審査特別委員会におきまして、御質問により説明させていただきたいと思います。よろしく御審議方、お願いをいたします。

○議長（勝山浩平君）

ただいま平成30年度各会計決算の概要説明がありましたが、この後設置されます決算審査特別委員会において詳細な審議を行う予定にしております。

したがいまして、本日は総務建設委員長の大綱質疑のみにしたいと思いますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

異議なしと認めます。

したがって、平成30年度の各会計決算に対する質疑については、総務建設委員長の大綱質疑のみを行うことに決定をいたしました。

それでは、2番、重信安男委員長の大綱質疑を許可いたします。

○総務建設委員長（重信安男君）

こんにちは。

大綱質疑の報告を行いたいと思います。

令和元年第3回大和村議会定例会にあたり、平成30年度決算審査の大綱質疑を、総務建設委員長であります私の方から代表して質疑を行います。

主要施策の成果の施行実績から質疑を行いたいと思います。

建設残土場の再整備についてであります。平成28年度繰越、平成29年度、平成30年度工事費の総額を教えてください。宮古崎トンネル等の関係で、土砂搬入料が1億円余り入っています。大きな収入だと思います。この工事によって、今後どれほどの搬入量が可能なのか答弁を求めます。

次に、急傾斜地崩壊対策事業についてであります。県の事業で大規模な工事が行われておりますが、大和浜の墓地及び津名久の墓地について、村単独での工事はできないか、また何らかの方法はないか答弁を求めます。

次に、住環境の整備についてであります。年次的に公営住宅の改修が行われておりますが、平成30年度におきまして、志戸勘及び国直住宅はどのような改修を行ったか答弁を求めます。

定住促進住宅について、名音集落で1棟完成し、本年度大和浜集落で建設が進め

られております。来年以降も計画があるのか答弁を求めます。

河川の寄洲について伺います。長年の風水害により、集落近くの河川においても、川底から土砂が高くなってきています。河川の氾濫防止のためにも土砂の撤去を強く要望できないのか答弁を求めます。

次に、自然保護対策について、来年度の世界自然遺産登録に向けて、村長をはじめ担当課において準備をされているところですが、外来種駆除について駆除作業が行われているところです。大島本島南部議員大会においても、駆除作業を行う提案があり、可決されたところです。本村においても、各種団体、学校、集落への協力を積極的に行うべきと思うが、いかがでしょうか。答弁を求めます。

以上、壇上からの質疑を終わります。

○村長（伊集院 幼君）

それでは、ただいまの大綱質疑にお答えを申し上げます。

1点目の建設残土場の再整備における工事内容でございますが、平成28年度繰越工事におきましては、調整池工事及び縦排水溝工事など、工事費として3,380万円、平成29年度工事におきましては、縦排水溝工事2基を施工し486万円、平成30年度工事におきましては、縦排水溝工事1基を施工し322万4,000円となっております。

また、工事費とは別に、場内整備費、伐採木集積及び処分費といたしまして1,716万円となっております。平成28年度から平成30年度までの3カ年におきまして、合計5,904万4,000円の整備費を要しているところでございます。

次に、今後どれほどの搬入量が可能かということでございますが、調整池等の再整備をしたことによりまして、これまでの全体搬入量がさらに50万立方メートル増えまして、約85万6,000立方メートルの残土搬入が可能となりました。そうしたことから、今後の残土搬入可能量となりますと、平成30年度末までに約41万6,000立方メートルの残土受入をしておりますので、今後の残土搬入可能量といたしましては、約44万立方メートルが搬入可能となっております。

なお、宮古崎トンネルの残土搬入量といたしましては、約16万立方メートルを受け入れるようになっているところでございます。

次に、2点目の急傾斜地崩壊対策事業についてであります。大和浜地区の墓地背後の急傾斜対策につきましては、集落からの要望もございまして、大和浜5地区として国庫補助事業での急傾斜事業を、事業主体である県へ要望はしているところではございますが、事業採択基準にある人家を守るための急傾斜地整備でありますので、事業採択が可能か検討をさせていただきたいと思っております。

また、津名久地区の墓地背後の急傾斜対策につきましては、周囲に人家がなく、国庫補助事業や県単独事業などの採択は難しいことから、村単独での急傾斜地対策を検討する必要があると考えておりますので、今後の整備につきましては、地元との協議をして進めてまいりたいと思います。

次に、3点目の住環境の整備についてであります。平成26年3月に策定をされました大和村公営住宅等長寿命化計画に沿って、順次、改修を行っているところであります。平成29年度に志戸勘団地1棟2戸、平成30年度に国直団地1棟2戸の改修を行い、改修内容といたしましては、屋上防水工事、外壁の欠損・爆裂・ひび割れ等の補修を行っております。今後も、長寿命化計画に沿って、順次、改修を進めていく予定であります。

また、新築の定住促進住宅の建設につきましては、各集落からの要望もある中で、住宅建設における予算といたしましては起債事業であることから、村の財政状況も考慮しながら、年次計画を立てた上で整備を進めたいと考えております。

併せまして、村内における空き家の所有者からの村への貸し出しについても依頼が寄せられておりますので、その中から状態のよい空き家から順次対応を行い、住居の確保に努めてまいります。

4点目の、河川の寄洲対策についてであります。近年は自然災害が増加傾向にあり、集中豪雨等による河川の氾濫が懸念されているところであります。県河川の大和川及び名音川につきましては、平成28年度から県へ要望し、継続的に寄洲除去及び草木の伐採を施工していただいているところでもあり、事業費についても当初の500万円の事業費から、今年度は1,200万円と、年々増額されている傾向にありますので、今後も今以上の事業費の増額を含めて、強く県へ要望していきたいと考えております。また、村内の準用河川につきましても、定期的な巡視を行いながら、適切な河川環境の維持に努めてまいりたいと考えております。

5点目の、自然保護対策についてであります。世界自然遺産を目指していく中で、外来種駆除は常に重要なものであると考えております。今年5月29日に実施をいたしました戸円地区での外来種「オオキンケイギク」の駆除作業では、環境省、役場職員のほか、戸円集落民及び村議会議員の方々にも御参加をいただいたところでもございます。世界自然遺産を目指すということは、かけがえのない豊かな自然の価値を後世に残すことが責務でございますので、地域一丸となるよう各種団体や学校、集落などと連携を図りながら、自然保護活動に取り組んでまいりたいと思います。

以上、大綱質疑の答弁とさせていただきます。

○総務建設委員長（重信安男君）

ただいま村長より答弁がありましたが、詳しくは9月17日から始まります決算審査特別委員会において、各委員より質疑をすることといたしまして、これで大綱質疑を終わります。

○議長（勝山浩平君）

以上で、大綱質疑を終わります。

-----○-----

日程第19 平成30年度決算審査特別委員会の設置について

○議長（勝山浩平君）

日程第19、平成30年度決算審査特別委員会の設置についてを議題といたします。
お諮りいたします。

認定第1号、平成30年度大和村一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第8号、平成30年度大和村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、以上の案件は議長を除く7人の委員で構成をする決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第8号までの8件については、議長を除く7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置、これに付託して審査をすることに決定をいたしました。

なお、委員長及び副委員長につきましては、全員協議会において互選をしておりますので、結果を報告いたします。

委員長に重信安男君、副委員長に前田清和君が決定をいたしております。

-----○-----

日程第20 議案第43号 大和村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

○議長（勝山浩平君）

日程第20、議案第43号、大和村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が平成29年に成立をいたし、令和2年4月1日より施行されます。これは地方自治体における臨時・非常勤職員の適正な任用、勤務状況を確保するのが目的とされており、本村の臨時職員における取り扱いについても改正法に基づく給与形態と費用弁償を定める条例が必要となることから、条例の新規制定を御提案いたします。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

大和村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、内容を御説明申し上げます。

臨時職員に支給する給与について、これまで村独自の職種と勤続年数等で細分化されていた日額の賃金単価を、職員に使用している国の給料表の内容を根拠とし、実際に雇用する者の業種と就業時間に応じた額を個々に算出する方法を新規条例では示してあります。

また、特殊勤務に係る報酬、時間外に係る報酬並びに通勤に係る費用弁償については、正規職員に準ずる内容とし、期末手当についての支給率については、令和2年に1.3月分、令和3年に1.95月分、令和4年に2.6月分とします。

以上が新条例の内容となります。御審議方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（勝山浩平君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

討論なしと認めます。

これから、議案第43号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は、原案のとおり可決をされました。

—————○—————

日程第21 議案第44号 大和村防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（勝山浩平君）

日程第21、議案第44号、大和村防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村防災会議条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

本年度、大和村地域防災計画を更新するために、大和村防災会議を開催するにあたり、任命する委員を一部変更したく、大和村防災会議条例の一部を改正する条例を御提案いたします。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

大和村防災会議条例の一部を改正する条例の制定について、内容の御説明を申し上げます。

大和村防災会議を開会する際に、これまでは鹿児島県霧島市の国分駐屯地に駐屯する第12普通科連隊第4中隊長またはその指定する職員を委員として充ててきたところであります。しかし、今年度、陸上自衛隊奄美警備隊が発足したことにより、各種災害に対する備えや、より迅速な連携を図ることが可能になったことを踏まえ、これまでの第12普通科連隊第4中隊長またはその指定する職員から、陸上自衛隊奄美警備隊長またはその指定する職員へ、大和村防災会議委員の改正を行いたく御提案いたします。

以上、御審議方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（勝山浩平君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

討論なしと認めます。

これから、議案第44号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定をすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は、原案のとおり可決をされました。

—————○—————

日程第22 議案第45号 大和村給水条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（勝山浩平君）

日程第22、議案第45号、大和村給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村給水条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

本案は、水道法第25条の3の2の改正によりまして、指定給水設置工事事業者更新制導入による工事の施工、手数料の改正及び消費税増税に伴う料金等の改正について、御提案をいたします。

内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○住民税務課長（三宅正剛君）

大和村給水条例の一部を改正する条例の改正内容について、御説明を申し上げます。

指定給水工事事業者の適正な資質の保持確認のため、水道法の改正がなされました。これにより、水道事業者は5年ごとに指定給水工事事業者を更新する制度になります。また、消費税増税に伴う所定の改正をしようとするものです。

以上で、内容説明を終わります。御承認方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（勝山浩平君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

討論なしと認めます。

これから、議案第45号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定をすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は、原案のとおり可決をされました。

—————○—————

日程第23 議案第46号 大和村集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（勝山浩平君）

日程第23、議案第46号、大和村集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

令和元年10月1日から消費税率が引き上げられることに伴い、大和村集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例及び大和村廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例の一部を改正する必要性が生じたため、御提案いたします。

内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○住民税務課長（三宅正剛君）

大和村集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の改正内容について、御説明申し上げます。

大和村廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例の一部改正につきましては、一般廃棄物収集運搬業者及び浄化槽清掃業の許可の際に、業者が支払う手数料の消費税率の改正になります。

また、大和村集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、集落排水の使用料に係る消費税率の改正になります。

以上で、内容の説明を終わります。御承認方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（勝山浩平君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

討論なしと認めます。

これから、議案第46号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は、原案のとおり可決をされました。

-----○-----

日程第24 議案第47号 大和村印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（勝山浩平君）

日程第24、議案第47号、大和村印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

本案は、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が平成31年4月17日に公布され、令和元年11月5日に施行されることに伴い、印鑑条例を改正する必要性が生じたため、御提案いたします。

内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○住民税務課長（三宅正剛君）

大和村印鑑条例の一部を改正する条例の改正内容について、御説明申し上げます。

住民基本台帳法施行令等の一部改正に伴い、令和元年11月5日より、住民票、個人番号カード等への旧氏の記載が可能になります。そのため、大和村印鑑条例の一部を改正し、本村が交付する印鑑証明につきましても、旧氏の記載ができるようにしようとするものでございます。

以上で、内容説明を終わります。御承認方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（勝山浩平君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

討論なしと認めます。

これから、議案第47号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は、原案のとおり可決をされました。

—————○—————

日程第25 発議第2号 核兵器禁止条約に署名、批准し、唯一の戦争被爆国にふさわしい核兵器廃絶に向けた努力を求める意見書について

○議長（勝山浩平君）

日程第25、発議第2号、核兵器禁止条約に署名、批准し、唯一の戦争被爆国にふさわしい核兵器廃絶に向けた努力を求める意見書についてを議題といたします。

提案者に趣旨の説明を求めます。

○総務建設委員長（重信安男君）

核兵器禁止条約に署名、批准し、唯一の戦争被爆国にふさわしい核兵器廃絶に向けた努力を求める意見書の提出について、提案理由を申し上げます。

本村では、毎年8月15日の終戦の日に戦没者追悼式の挙行をし、戦争の悲惨さを未来へ語り継ぎ、恒久平和の実現に向け、村民一人一人が平和確立のために邁進することを英霊の御霊に誓っている。広島と長崎に原子爆弾が投下された日から74年、現在、本村にも被爆者が在住されているが、被爆者が自らの痛ましい体験を語り、核兵器の非人道性を訴え続けてきたことが世界を動かし、2017年7月、国連会議で核兵器について、破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪し、核兵器は不道徳であるだけでなく、国際法史上初、違法のものとした核兵器禁止条約採択につながった。

この核兵器禁止条約の採択から2年が経過し、世界各国でも前向きな変化が生まれ、条約にはすでに70カ国が署名し、25カ国が批准している。また、世界各国の都市で組織され、本村を含め鹿児島県全市町村が加盟している平和市町会では2017年8月の第9回総会において、核兵器条約の早期発効を求める特別決議を可決するな

ど、核兵器のない世界を望む声は大きく高まっている。来年開催される最大規模の核軍縮交渉でもある核兵器不拡散条約再検討会議でも、核兵器廃絶へ向けて力強く進む転機にすることが求められている。

そのような国際状況の中、本村議会は平和を希求し、実現するため、議会の責務として率先して平和活動に精進したい。再び被爆者をつくらない核戦争の防止と核兵器の廃絶という悲願を必ず実現するために、日本政府に対し唯一の戦争被爆国として核兵器のない世界と恒久平和の実現を願う世界の人々と連携し、核兵器の禁止・廃絶に向けて真剣に努力する証として、核兵器禁止条約に速やかに署名、批准することを強く求めるために本案を提案する。

○議長（勝山浩平君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

討論なしと認めます。

これから、発議第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定をすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は、原案のとおり可決をされました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

お疲れさまでございました。

散会 午後3時17分

第 3 回 大 和 村 議 会 定 例 会

第 2 日

令和元年 9 月 1 2 日（木）

大 和 村 議 会

令和元年第3回大和村議会定例会会議録

令和元年9月12日（木）

午前10時14分開議

1 議事日程

開議の宣告

日程第1 一般質問

散会の宣告

2 出席議員は次のとおりである。（8名）

1番 前田清和君

2番 重信安男君

3番 蔵正君

5番 勝山浩平君

6番 民文忠君

7番 池田幸一君

8番 宮田到君

9番 奥田忠廣君

3 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 大崎一也君 書記 太純一君

5 説明のため出席した者の職氏名

村長 伊集院 幼君

副村長 泉 有智君

総務課長 政村 勇二君

建設課長 前田 逸人君

教委指導主事 小原 和博君

保健福祉課長
兼大和診療事務長

早川 理恵君

大和の園園長 勝 健一郎君

教育長 藤井 俊郎君

教委事務局長 福山 茂君

企画観光課長 森 永学君

産業振興課長
兼農委事務局長

郁島 武正君

会計管理者
兼会計課長

大石 松美君

住民税務課長 三宅 正剛君

開議 午前１０時１４分

-----○-----

○議長（勝山浩平君）

皆さん、おはようございます。

傍聴にお越しいただいて、誠にありがとうございます。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、一般質問、午前中２名、午後２名となっております。

-----○-----

日程第１ 一般質問

○議長（勝山浩平君）

日程第１、ただいまより一般質問を行います。

通告順に従いまして、順次発言を許可いたします。

９番、奥田忠廣君に発言を許可いたします。

○９番（奥田忠廣君）

皆さん、おはようございます。

通告をしてあります項目について、質問をいたします。

初めに、果樹農業振興について。現在、農業振興に対し、本村は肥料購入、苗木購入、フレコン堆肥、野菜種子、農業生産振興、ハウス設置等々、さまざまな助成を行い、それぞれその成果を上げております。漁業振興についても同様に、漁船装備費、燃料等の助成が行われ、その効果が現れております。

このような中、本村農業について残念なことがございました。ＪＡ奄美大和支所の撤退です。本村農業は、果樹の村大和村として内外に大きく宣伝をしておりますが、ＪＡ奄美大和支所撤退は、果樹の村、果樹立村の本村イメージが損なわれる恐れさえ否定できない状況にあります。ＪＡ奄美体制強化のために、少者は切り捨てるというＪＡ奄美の経営方針に失望したところでございます。これから、本村のＪＡ奄美組合員の方向はどういうほうに向かっていかなければいけないのか、このことも考えていかなければならない問題だと思います。ＪＡ奄美大和支所が撤退した以上、本村のＪＡ組合員はＪＡ奄美の組合員である必要があるのか、この考える方々もいらっしゃいます。合同会社ひらとみに対し、農家の皆さんがＪＡのように一口でも出資でき、自らも参加している会社であるとの思いがあれば、合同ひらとみという会社が村民とともに歩めるのではないかと。ＪＡ奄美の出資金を合同ひらとみに出資できるようにすべきと考えるが、村長の答弁を求めます。

幸いにも本村には合同ひらとみがあり、J A奄美の事業を引き継ぐことができ、村民に不便をかけることは回避をされましたが、貯金等の業務は全面的に撤退であります。J A奄美事業を引き継ぐ結果になった合同ひらとみの機能が、J A奄美より村民サービスが充実することが、J A奄美撤退回避できなかった我々にも行政にも責任があると思います。

令和元年度本村スモモ生産量は共販制度始まって以来の生産量の減少でありました。昨年の台風などの影響もありましたが、スモモ生産量は年々減少傾向にあります。原因の一つには、生産者の高齢化とともに、若年層の生産意欲の低下、遊休園地の増加、人口減少等もあると思いますけれども、本村のスモモ生産者の平均年齢が高齢化し、生産者の多くが年金受給者であります。また、肥料価格に対し助成もありますが、スモモ肥料、燐硝安加里 S 226、226と今呼んでおりますけれども、20キロ、奄美果樹配合、これも20キロの助成額は500円であります。500円の助成で購入価格は、226、税込み2,708円、奄美果樹配合が税込み2,157円であります。果樹生産者にこの肥料価格が大きいのしかかっております。生産意欲があるが、肥料価格を考えますと、決まった量を蒔くことができず、また蒔く量を制限をしなければならぬ生産者も多くいらっしゃると思います。肥料価格のことが生産意欲低下や遊休園地拡大によるスモモ生産量減産につながっていく原因の一つになってはいないだろうか。肥料価格はオイルショック以前は高い肥料で1,500円ほどでありました。オイルショック以後、価格が高騰し、下がることはありません。燐硝安加里226、通常価格は3,208円で、奄美果樹配合、通常価格は2,657円で推移をしております。10月1日には、消費税は10%になります。このような状況の中、スモモ生産意欲向上にもつながり、スモモ生産増産にもつながると考えますが、肥料助成額の増額は必要と思いますが、村長の答弁を求めます。

次に、2項目目のクロウサギ飼育計画について、質問をいたします。来年夏にも奄美大島、徳之島、沖縄北部及び西表島の世界自然遺産登録実現が迫っております。現在までの、環境省、文部科学省、文化庁などとの協議はどのような状況なのか。私は、平成30年6月議会において、クロウサギ特区の申請に質問をいたしましたが、特区には該当しない。今後は村といたしましては、クロウサギ飼育準備等検討委員会を開催するなど、有識者から意見を集約した上で、具体的な許可申請へ向け準備をしていきたいとの答弁でございました。

私は、クロウサギ飼育計画が観光の目的になることは、文化庁などの捕獲許可などは出ないのではないかと心配をしております。令和元年度大島支庁、庁内各事務

所重点事業などで、観光振興連携整備事業、奄美群島成長戦略推進交付金というのが3億1,777万円が予算化されております。その中で、思勝・大和村・アマミノクロウサギ飼育展示施設整備設計委託、まほろば水と森公園がありますが、観光拠点成長戦略事業でクロウサギ飼育計画は文化庁にウサギ捕獲許可が出るのか心配ですが、観光拠点整備事業でいいのか、この計画実施最終年度は何年度となっているのか答弁を求めます。

以上、壇上より質問し、答弁後に自席より再質問をいたします。

○村長（伊集院 幼君）

皆さん、おはようございます。

本日は傍聴にお越しいただいて、本当にありがとうございます。

それでは、ただいまの奥田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず初めに、果樹振興についての御質問でございますが、これまで村におきましては、農政、林務、水産において、各種助成制度を実施し、第1次産業の振興を図っているところでもございます。助成の内容でございますが、肥料堆肥の助成以外はすべて限度額を設け、半額助成を基本としてやっているところでございます。議員の御質問にありましたように、J A奄美大和事業所が撤退をしたことによって、これまで議員の皆さまにも御説明申し上げましたが、村といたしましては合同会社ひらとみで受け入れて、農家の農業振興にしっかりと対応できるようにということで、今現在、取り組みをさせていただいているところでもございます。議員の御質問にありましたように、この合同会社ひらとみへの出資金のことでございますが、まだまだ我々もスタートしたばかりでございまして、今後、運営を見ながら、農家の皆さまの御意見を賜りながら、我々もしっかりサービスの低下にならないように考えているところでもございますので、今しばらく状況を見ながら検討させていただければというふうに思うところでもございます。

これまでも肥料の助成について、いろいろと我々もやっておりますけれども、農家1戸に対しまして、限度10袋ということで決めさせていただき、1袋当たり500円の助成を行っておりますが、従来の制度で農業規模の大小に関わらず、限度は同じ10袋というふうに助成をさせていただいたところでもございます。しかし、規模が大きい農家の方から負担が大きいということもございまして、今年度からは栽培面積に応じて助成を行うように要項を変更し、最大で40袋までの助成が受けられるようになったところでもございます。制度は改めましたが、1袋当たりの助成額は500円に変更はしていないところでもございます。現在、助成を受けて購入をし

ている肥料の主なものは、先ほどありましたようにスモモとタンカンに利用されているS226、奄美果樹配合、LPタンカン春用が主でございまして、その小売価格といたしましては2,600円から3,200円となっているところでございます。500円の助成を受けても自己負担も大きく、基準どおりの施肥をすることができない農家もいらっしゃるというふうに聞いているところでございます。

近年、スモモ生産量が低迷している要因におきましては、大型台風の襲来や温暖化による暖冬、高齢化による管理不足など、さまざまな原因が考えられると思いますが、肥料不足も一つの不作の要因になっているのではないかと考えています。生産農家の皆さんが適正な時期に量の施肥を行うことにより、樹勢が回復し、収量のアップにつながることも十分考えられるところでもございます。しかし、助成することばかりでなく、村といたしましては果樹の村を掲げている以上、生産量の増加対策につながる細かな農家指導の徹底、正確な樹園地の状況の把握に努め、農家の生産意欲の向上による生産量のアップにつながるような対策も重要だと考えております。

助成額の増額につきましては、これまでのように村民誰もが受けられる支援ではなく、共販の実績やK-GAP取得者、栽培面積など、なにがしかの条件を付した形のほうが望ましいのではないかと考えているところでもございます。肥料助成につきましては、今年度栽培面積に応じた形で変更したばかりでございますので、今年度の状況を見ながら検討させていただきたいというふうに思います。

次に、2点目のクロウサギ飼育計画についての御質問でございます。世界自然遺産登録につきましては、もう御案内のとおり、秋頃にIUCNの現地調査が入るようになっておりまして、今現在、昨年の調査の課題等も整理され、2月には再提出をされたところでもございます。今、環境省のほうと県のほうで、とりあえず現地調査をまずクリアすることで大事だということで、それぞれの島々における取り組みを整理をさせていただいて、受け入れの準備をしているところでもございます。

そういう中で、我々といいたしましても、クロウサギの飼育計画は一番観光上、重要であるという認識の中で、先ほど議員の御質問にありましたように、観光拠点整備事業の中で整備を図っていくことが、その事業の効果としては位置づけができるんじゃないかということで、今現在、委託事業を進めさせていただいているところでもございます。

今現在、環境省及び文化庁などとの現在までの協議がどのような状況なのかとの

ことですが、現在、飼育研究施設実現に向けた基本構想の策定のため、調査事業を委託しておりまして、文化庁におきましては文化財保護法、環境省におきましては種の保存法、鳥獣保護法、動物愛護法を管轄し、それぞれの許可を得ないといけませんが、特に文化財保護法及び種の保存法の許可につきましては、非常にハードルの高いものとなっております。各省庁には事前説明を行っており、今後、アマミノクロウサギ飼育研究施設設置に向けた検討会を開催させていただきまして、進捗を報告する予定にしているところでございます。検討会の中では、法令遵守はもちろんでございますが、クロウサギについての有識者や関係団体からの意見を伺い、飼育研究する上での施設の設備面や運営体制について協議を行い、合意形成を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により、関係課長あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

○9番（奥田忠廣君）

J A奄美の撤退ということで、私たちは合同ひらとみが本当あってよかったと思います。合同ひらとみが農協の事業を引き継いで今やっておりますけれども、私たちの大和村にはJ A奄美の組合員が何人おるか、私も把握はしておりませんが、組合員は出資をして、出資金を出して出資をして組合員になっているんです。この大和村にはもう言ってみれば、農協という、J Aというものが消えてなくなっている。そういう中で、私たちの村民の組合員というのは、何のために組合員になっているのか。説明会の中でも組合員の中から、出資金は返してもらえますかという意見も出たんです。ですから、この合同ひらとみという会社、組織を村民のものと、今、村民が合同ひらとみという会社組織はどういうものなのかというのをしっかり理解をしているかということを申し上げますと、理解をしてない方のほうが多いと思うんですよ。会社は何をする会社と、今までは農家の高齢者に対する草取りの委託とか、いろんなのをやっていますけれども、今初めて農協の機能を合同ひらとみで。であれば、このJ A奄美の出資をしている方々は、合同ひらとみに出資を引き上げて出資するような方法をあなた方が考えるべきじゃないかと私は思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（勝山浩平君）

奥田議員、出資金に関しては通告書にないもので、お答えできる範囲でよろしいですか。

○9番（奥田忠廣君）

はい。

○議長（勝山浩平君）

ありませんでしたけれども、申し訳ありませんが、お答えできる範囲で。

○産業振興課長（郁島武正君）

村長の答弁にもございましたが、まだ8月5日からJ Aからひらとみが引き継いで業務を行っているばかりでありまして、当分の間はその業務を困難なく行うように努めているところでございます。将来的に、出資、J Aにしていたような組合員組織を作って出資というふうにすれば、より身近なひらとみが、農家さん、村民にとって身近な存在になると思いますので、その出資の件につきましては、将来的に考えていきたいと思っております、現在のところはそこまで考えがいない状況でございます。

○9番（奥田忠廣君）

私は、この合同ひらとみというのが、何でも申し上げるんですけども、あつてよかったと、本当によかったなと思うんですよ、なかったらどうなりよったんだろうかと。今、引き継いで間もないので、いろいろJ Aとも協議をしながら運営をしていると思うんですけども、今、産業課長が言ったように、近い将来じゃなくて、村民、農家、組合員が、合同ひらとみというのに参加をする。そして、合同ひらとみを盛り上げていくためには、やはり出資というのは必要だと、私は思うんですけど、村長、どうですか。あなたに聞かんと、これ。

○村長（伊集院 幼君）

議員のおっしゃるように、この出資も重要かもわかりませんが、我々が従来、今まで果樹の村として進めてきた中で、やっぱりJ Aの立ち位置はどこにあるのかと、そこがやっぱり共販の強みがあるというところを我々も重視しなければならないと。やっぱり生産量が今落ちていきますけれども、やっぱり増える可能性もありながら、その販路を持つということは重要なことだと我々も思っております、今現在、やはり我々も直販でいろいろできないかという取り組みもしておりますけれども、なかなか実を結ばない、我々もちょっともう少しやり方を変えていかなければならないところもありますけれども、やはり農家を手助けするためには、我々は窓口をまず作ることだと、そしてまた農家を作ったものをどこに販売させるかという販売ルートをしっかりと我々も把握することも大事じゃないかというふうに思っております、そこでは今現在はやはりJ Aの共販を我々は持ちながら、農家の皆さんに頑張っていただくということでもあります。

○9番（奥田忠廣君）

その共販というのが、私は共販というのが、共販は共販の効果があると。しかし、現在のようなことがずっと続いていくわけですよ。合同ひらとみでもやらざるを得ないように続いていく。その中で、本当に共販だけに頼っていいのか、私たちも販売先というのを考えていかなくちやいかん、探していかなければならない。これは販売先というのは、私は以前ですけれども、探してきた。そして、農協にそこにも送ってくださいと言ったら、1度送った切りで終わったんですよ。その販売先は大阪にありました。まだ、存在していると思うんですけども、共販より直接ですから、農家手取りが非常に良かったんです。ところが、農協としては経済連のルートに乗っからざるを得ないということがありまして、一度きりで終わってしまったわけです。村長、この販売先の確保、開拓ですか、それは行政も議会も一緒にやったらいいんじゃないかと思うんですけど、いかがですか。

○村長（伊集院 幼君）

これはまさに農家の手取りを増やすということは大事なことでございまして、これまで我々もやっぱりこの島外に出て、いろんな形でリピーターを増やそう、売れる場所を探そうということで、今少なからずやっておりますけれども、なかなか実を結んでおりません。我々も、今議員がおっしゃるように、すぐできるもの、またそれは時間をかけてやらなければならないことがあると思います。ですので、我々としては今現在、有利性の中で共販と直販との窓口をつくりながらやっていて、あとはおっしゃるように、農家に還元できるのはやはり直で販売することが一番の効果的な、私は窓口だと思っておりますので、そこらへんを含めて、我々も粘り強く、その販路を開拓することが重要だと思っておりますので、今後も粘り強く、我々も取り組みを進めていきたいというふうに思います。

○9番（奥田忠廣君）

そのスモモの時期になりますと、皇室へ献上、この間の時期には知事へ、奄美の、大和村のスモモだということで献上していますけれども、今度、共販で売られてるのは大和村のスモモじゃないんです。奄美プラムなんですよね。ですから、私たちは果樹の村であり、果樹立村を目指すんだったら、大和村というブランドで売るという気持ちがなければ、農家も増えていかないし、生産量も増えていかないと思うんですよ。知事や皇室に持っていくスモモは大和村産です。ですけど、共販で行ってるスモモは、奄美産なんです。大和村産と、大和村のものだというような売り方、これは大切なことだと思うんですよ。共販で行ったら大和村のものにはなら

ない。そこらあたりを含めれば、やはり行政も議会も販路開拓というのは、一緒にやっていかなければいけない問題だと思うんですよ。そこらあたりに力を入れていただけますか。

○村長（伊集院 幼君）

今、大和村ブランドと言っておりますけれども、我々もなかなか取り組みが遅れておりますけれども、現在、スモモ、タンカン、パッションの大和村独自の化粧箱を奄振交付金の農業創出事業で近いうちに発注をしまして、付加価値を持ったものに化粧箱を作ろうということで、今、担当課のほうで進める予定にしております。やっぱり議員がおっしゃるように、スモモもただ大量に入れるんじゃなくて、やはり大玉の付加価値をどこで見せるかということをしながらか、商品の価値を、農家が作ったものをしっかり販売できるようにことに取り組んでいきたいというふうを考えておりますので、しっかり我々も、今、共販の話もしましたけれども、やはり売り先を選択肢が選べる場所があれば、それぞれの農家が意欲を持って、いろんな形で取り組んでいくんじゃないかというふうに思っておりますので、行政としてもしっかり取り組みを進めさせていただきたいと思います。

○9番（奥田忠廣君）

今、村長、現在、まほろば館で大和村というスモモ、3キロ箱が販売されております。あれに入れて、青果市場に持っていったって受け付けない。奄美プラムという箱に入れないと受け付けないんですよ。それは知っていましたか。今、私たちがまほろば館から買ってるのは、あれはほとんど、親戚やいろんな方に贈る箱にはなっていますけれども、あの箱は青果市場では受け付けないんです。だから、ブランドじゃないんです。奄美プラムという青果市場が販売している箱を買って、それに入れて青果市場に出す、そうになっている。ですから、私たちの本当に、あなたがどういう箱が今度出来てくるかわかりませんが、その箱で販売できるようなルートというのはぜひ必要だと私は思いますので、これはこれから来年、再来年、早くやらないかと思っています。

それと、このスモモ農家、面積、平成29年、平成30年度、令和元年とありますけれども、年々やはり面積、農家数というのは少しずつ減っていったるんですよ。これを回復していかないと、果樹の村、果樹立村というのは名前だけの果樹の村、果樹立村ということになりはしないのかと思っております。これは、今、私も先ほど申し上げましたけども、果樹を作ったり、いろんなことをやっている方々はほとんど年金をもらっている方々です。若い方々は、スモモを作った、肥料を買って入れ

た、畑を草刈りをやった、畑の手入れをやってというのを計算してみたら、1日の日当ですよ、言ってみれば。そういうのを計算したら、それよりもどこかで働いたほうがずっと効率がいいわけですよ。ですから、私が申し上げるこの肥料の価格、今、漁業に対してはだいたい機材については2分の1とかいろいろありますけれども、このスモモ農家、だいたい130戸となっていますけれども、これに今一番農家の皆さんが肥料が2,000円ぐらいだったらいいなと、何とか2,000円ぐらいにならないだろうかという意見は多いんですよ。今、助成を受けて2,780円、S226、500円の助成を受けて2,780円、奄美果樹配合2,157円、まともに買いますと3,208円、S226、果樹配合が2,657円。これは10月1日から2%上がりますよ、また。消費税が10%になりますので、ここらあたり、村長が今年、大規模農家のことについて助成をかさ上げしたと言いますけれども、大きくない農家に対しても、今までやる500円をかさ上げして、何とかその2,000円台に近づけるような予算措置ができないのか、令和2年。これをやったら、いくらぐらいの金額が必要なのか、予算が。そう大きな金額じゃないと思うんですよ。今1反に、11月から12月に50キロ、6月のお礼肥料として20キロの肥料を蒔いている。それからしたら、この予算というのがどのぐらいになるかという、私が言う2,000円規模ということになると、計算ができると思うんですけど、そう大きな金額じゃないと思いますが、いかがですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

今年から肥料の助成につきましては変更いたしましたので、去年までの実績だと、そう大きな財政負担は伴わないと思いますが、今年は例年に比べ、約2倍の肥料の袋数が申請されている状況です。この状況を見て、それをさらに500円を1,000円にアップすると、さらにその申請の肥料の袋数も増えるのではないかと思いますので、通常であれば、100万円前後の財政負担増になるかと思いますが、助成額をアップしたら200万円は超える、毎年ですけれども、それぐらいの増加になると試算はしているところです。以上です。

○9番（奥田忠廣君）

これ、あなた方はスモモ農家の面積、農家数、そして実績というのは、皆、把握していますよね。村長、200万円ということを今、だいたいこのぐらいの負担が多くなるだろうということになんですけれども、これは200万円ぐらいだったらいいんじゃないですか。農家が生産意欲が高まっていく、ああ良かったと思えるような財政の負担ですけど、令和2年度から皆さまの中で何とかこの事業、私が言ってる

これは予算化できませんかね。

○産業振興課長（郁島武正君）

先ほど答弁した200万円ほどの財政負担増というのは、これまでの助成制度のように、すべての方の肥料購入者に対して500円アップの1,000円にした場合の200万円増でありますので、村長の答弁にあったように、なにがしかの規制といいますか、K-GAP取得者とか農協共販者とか、そのようなものを付ければ、まだ財政負担は若干は減るのかなとは考えているところです。

○9番（奥田忠廣君）

村長、村長の答弁をお願いしたい。

○村長（伊集院 幼君）

この場では即答はできませんけれども、私が先ほどから答弁を申し上げており、我々も今回ひとみでこうして事業を継承してやらなければならない、そのことは我々としても財政負担が伴ってくる。まずは、農家の手助けをしていくことが私は一番大事じゃないかというふうに思っていますので、樹園地の伐採作業であったり、いろんな形で私たちができることはまずやっていこうと。議員のおっしゃるように、やっぱり金額的には我々は少ないとは申しませんが、総合的に全体の中で我々村が進めなければならない事項もございますので、そこは我々も財政状況を見ながら判断をさせていただきたいというふうに思います。

○9番（奥田忠廣君）

J Aから合同ひとみに変わった、サービスが良くなった、こう言われるような合同ひとみであり、J Aの撤退であってほしい。それを考えて令和2年度の予算にはそういうことも考えながら、配慮していただきたいということをお願いしておきます。

次に、共販というのが非常に重くのしかかっているようですけども、独自の販売先、スモモだけじゃありませんよ、タンカンにしてもいろんなものに対して、独自の販売先というのを見つけていく、それを探していくということは大事なことだと思います。私たちは自分らの選果場を持っている、自分らで選果をしている、共販に出して。ですから、自分らの選果場で選果して、大和村独自のブランドの箱に入れて共販に出すという、直接相対取引ですよ。そういうことができる場所、商社と言わなくても販売場所、そういうものの確保をここ1年ぐらいでやっていかなければいけないと思うんですよ。一つヒントを言いますけどね、大阪に万代百貨店というのが。百貨店といいながらも商店みたいな百貨店なんですよ。ここの社長は福

本さんという方だったと思いますけども、日本にキウイフルーツを初めて持ち込みをしたんです。50店舗ぐらい店舗がありますけど、だいたい年間売上が1,500億円ぐらい、いくらでも持ってこいという話だったんですけども、その後、途絶えていますから、どうなっているかわかりません。私たちの議会もそういうところの調査をしたらいいなと思いつながらやっているんですけども、お互いに果樹の村という以上は、大和村のブランドとして売れるもの、共販だけじゃなくて、売れるということをやろうと私は考えているんですけど、そういうものがあれば、そういうところに持っていくということには賛成なんですか。

○議長（勝山浩平君）

奥田議員、本当申し訳ありませんけど、通告書にある要旨に沿っての質問をお願いをしたいと思いますが、もしお答えできるのであれば、答弁をお願いできたらお願いします。通告書の要旨に沿っての質問をお願いします。あらかじめないと質問もなかなかかみ合わないと思いますので、もしお答えできるものであれば。

○村長（伊集院 幼君）

奥田議員の思うとするところは、我々も理解をするところでもございます。やはりなかなかおっしゃるように、企業との提携というのは、やはり決められた生産量がしっかり毎年定期的に出せるかどうかということもあると思います。我々も何度もアプローチはかけていただきましたけれども、なかなか生産量が定期的に毎年そこに100トンなら100トンと出せる量ができないために、我々もあまり積極的に動けない部分がありますので、そこはやっぱり少量でもいいですので、そこらへんのまた民間企業との取り引きができるのであれば、我々もまた議員の皆さんと協力しながら売り先を探していくことは大事なことはないかというふうに思っておりますので、今後も我々もやっぱり直販ができるような体制づくりも進めていきたいというふうに思います。

○9番（奥田忠廣君）

次に、クロウサギの飼育計画、これは私もこれは持っているんですけども、令和元年度大島支庁の重点事業などというのの中に観光の振興、これには思勝、大和村、アマミノクロウサギ飼育展示施設整備設計委託3億1,700万円の中の一部にこれが入っていますけど、これは今、設計を委託、これは元年度、今年になるんですよね、設計がね。設計をやるということですよね、これ。

○企画観光課長（森永 学君）

今年度は、その補助金の名前は設計とはなっておりますが、基本構想策定委託

でございます。

○9番（奥田忠廣君）

これは実際、今、村が考えている場所はどこを考えているんですか。場所もまだどこだというのがないんですか。

○副村長（泉 有智君）

今、検討委員会をつくりまして、基本構想策定業務委託をしております。今後、その検討委員会、専門家の方々も入って、いろんな議論をしますので、その場所等についても委員の意見を聞きながらしていきますので、まだ場所は決定しているところではございません。

○9番（奥田忠廣君）

今現在、大和村が個人から買収した体育館の奥の伐採をしてありますけれども、あそこらへんも検討場所になっているんですか。

○副村長（泉 有智君）

そこらも検討委員会の中で、どのような場所が適切なのかどうか、その専門家の方々の意見も聞きながらやっていきたいと思いますので、まだそこらについては白紙でございます。

○9番（奥田忠廣君）

これはこうなっていますけれども、今、基本構想の段階で何も決まってないということなんですか。

○副村長（泉 有智君）

環境省、文化庁には、先週の9月2日に協議に行ってまいりました。それで、そのときに大和村が計画している事業の目的等について説明を行いまして、飼育しながらクロウサギの生態研究を行う、クロウサギの基礎的データを取得したり、クロウサギと共存できる社会づくりのための基礎研究を行いたいと。そして、生きたクロウサギを展示することによって、夜間の森林ツアー利用者等を減らして、そういう自然個体の負荷を減らすための自然保護のための施設としたいと。また、あるいは子どもたちの環境教育を実現するための施設にしたいというような説明を行っておりまして、感触としては良い感触を得たと思っております。しかし、実際、スタート台に立てたのかなと思いますけれども、今後、実際のどういう施設を造って、どういう飼育をしてとかいう具体的なものについては、専門家を交えて検討委員会の中で協議をして、その中身について、また再度、関係省庁と協議して順に進めていくという手順になりますので、我々としては今村が計画していることに向け

て第一歩を踏み出す準備ができたというような段階でございます。

○9番（奥田忠廣君）

大和村は、あなた方の御案内のとおり、大和校でクロウサギを飼育していたという実績はあるんですよ。それがどのようにして消えていったか、私はその経緯は知りませんが、やはりここに書いてある観光というのが前面に出てくると、文化庁などは本当に観光でクロウサギを見せるのか、捕獲するのかということで、抵抗があるのかなという感じもするですよ。ですけども、クロウサギは横においって、ほかの奄美の動物たちを見せるような施設も含めて、これは特別なものをここにおいって、ここにあるよと。ほかのはここにあるよというような、人が見て回れるような施設というのを検討委員会の中でも検討していただきたいと思います。クロウサギだけでおいたって、恐らく見ることができるのかという考えもあるんですけども、いかがですか。

○副村長（泉 有智君）

確かに、そのような意見も聞いております。しかしながら、文化庁も天然記念物であれば、そういう文化庁の許可が必要なわけですが、あれもこれともなりますと、さらにハードルが上がる一方でありまして、まずは我々としては、クロウサギの飼育に向けて、それが可能になったときに、またさらに一步前進していくというスケジュールがいいのかなと。最初で全てというふうに膨らましますと、クロウサギに関しても、ほかのに関しても、いろんな許可が広がってきますので、我々としては先ほど言いましたように、クロウサギをまず一点突破で勝ち得たいといえますか、そういう計画でございます。しかしながら、まだこれはいいよとOKになったわけではございませんので、ただこれまで入り口に入れずに止まっていたもので、入り口に立てたのかなという段階だというふうに認識していただければと思っております。

○9番（奥田忠廣君）

ちょっとお尋ねしますけども、ケガをしたクロウサギを持ってきたときには、今どのような、どこで、どのような処置をしているんですか。

○企画観光課長（森永 学君）

今、環境省のほうから動物病院の協力を得まして、動物病院のほうで手当をしております。

○9番（奥田忠廣君）

これは悩ましい問題なんですよ。環境省、文部科学省、それから文化庁、一番

ハードルの高いのは文化庁だと。ですから、この話の持っていくよう、私たちは奄美の大和村は、昔、大和校という学校で生徒たちが毎日餌を与えて、クロウサギを飼育していた実績というのは、全面的に押し上げて持っていく、そういうような作戦も必要だと思うんですよ。私は、この野生生物保護センターを誘致したときに、いろいろな部門にお願いにまいりました。平川動物園でケガをしたクロウサギを治して自然に返した実績のある方にお会いしましたが、クロウサギというのは人の目に触れたからといってストレスのたまるような動物じゃないと、こういう説明があった。ですから、大和校の場合は、ガラス張りの中でクロウサギの部屋に電気を点けて見せるということをやっていたんですよ。どういうことになるかわかりませんよ。小学生がクロウサギを見せてくれたら、学校の先生がもう授業もできないような状況になったのも一つの、クロウサギはもう要らないという要因になったんだろと思うんですけど、これが実際に物になって置けるということになった場合、管理運営というのはどこがやるようになるんですか。

○副村長（泉 有智君）

そこらについても、委員会の中で議論をして、また文化庁とも協議してという段階になっていきますので、まだその管理運営も具体的にどこがやるというふうなことに決まっているものではございません。

○9番（奥田忠廣君）

私は、質問の最後に申し上げます。この計画の最終年度というのはいつを考えているんですか。

○副村長（泉 有智君）

今、こちらが計画しているものは、計画とおりにいくかどうかは未定ですが、今年度、基本構想調査を今、委託しております。既に環境省、文化庁とは協議も進めておりまして、来年度に施設の実施設計、翌年度に施設の建設で終われば、クロウサギの飼育が始まることを目標として、今スケジュールは組んでおりますけれども、このとおりにいくかどうかはまだ、この手続き自体がスタートしたばかりでございまして、今後、手続き自体はスタートしておりますが、検討委員会で検討を始めるということがいいだろうということでスタートしましたので、文化庁との協議の中で、先ほども申し上げましたが、観光だけを目的にそういうことでなくて、やはり飼育技術の確立とか、そういう生態研究を行うという話も文化庁にも説明をいたしまして、やはりそこで飼育展示を行うことによるツアー客とかいう方が、夜間、森に入ってクロウサギの個体への影響が軽減できるんじゃないかとい

うことなども説明して、それに対しては十分理解をもらえたというふうに思っております。

○9番（奥田忠廣君）

最終年度は令和4年ですか。

○副村長（泉 有智君）

令和3年で、令和4年から開始できると思います。オープンというか、設営できればと思っております。

○9番（奥田忠廣君）

非常にハードルの高いことだと思うんですけども、やはり計画はいろんなこともあると思うんですが、環境省ともよく話し合いながら、問題は文化庁だと思います。話しながら、やはりこういう計画、そして私たちのこの大和村に野生生物保護センターがあるという強みを發揮して、ぜひこれは実現にこぎつけていただきたいということを申し上げて、終わります。

○議長（勝山浩平君）

これで、9番、奥田忠廣君の一般質問を終わります。

続いて、2番、重信安男の発言を許可いたします。

○2番（重信安男君）

皆さん、おはようございます。

今日は傍聴に来てくださり、ありがとうございます。

それでは、まだまだ残暑が残り、暑い日々が続いておりますが、村民の皆さまには十分注意をされ過ごされますようお願いしております。

それでは、通告に従い、質問をいたします。

今回は1項目だけでありますが、今後の公共工事入札について伺います。

1点目に、大和村民の大半は公共工事によって所得を得ていますが、今後はどのような発注計画が立てられているのかお伺いいたします。現在は、集落排水事業、道路改良工事、定住促進住宅と、幅広く行っております。やはり村民としては、今後の動向が気になります。早めの対策を打ち出し、村民を安心させるべきではないでしょうか。村長の答弁を求めます。

次に、村・県発注の入札において、仕事欲しさに最低制限価格で受注される業者がいると聞きますが、本当に最低制限価格で受注されて、利益が残るのか疑問に思います。最低制限価格で受注されても利益が残るよう、比率を上げることはできないものかお尋ねをいたします。

3点目は、村内県発注入札において、村外業者と入札が同額になり、抽選をして受注業者が決まると聞いているが、このような場合、同額となった村外業者を外し、地域優先にて村内業者だけを抽選していただき、受注できるよう県と協議をしていただきたいが、当局の答弁を求めます。

以上、壇上より申し上げ、答弁の後、自席より再質問いたします。

○村長（伊集院 幼君）

それでは、ただいまの重信議員の御質問にお答えをさせていただきます。

今後の公共工事の入札についての1番目の大和村民の大半が公共工事によって所得を得ているが、今後どのような発注計画を立てているのかとの御質問でございますが、現在、村におきましては、社会資本整備総合交付金事業によりまして、村道大棚名音線改良事業、村道福元湯湾線道路改良事業等を継続的に整備をしているところでございます。大棚名音線につきましては、現在、計画の半分程度しか完了しておらず、まだ計画延長にはほど遠いため、今後も継続的に事業を進めてまいりたいと考えております。

また、福元湯湾線につきましては、早期の完成が見込まれることから、今後につきましては、事業の緊急性・必要性を判断する中で、整備計画を立てた上で事業を進めていきたいというふうに考えております。

そのほかにも防災安全交付金事業の橋梁補修事業や、集落内の安全性を高めるための交通安全道路整備事業、住宅整備事業の公営住宅修繕事業などにつきましても、継続的に事業を進めてまいりたいと思っております。

また、集落排水事業につきましては、中部地区の大棚地区は今年度、処理場を完成させまして、来年4月からは一部供用開始をさせていただき、令和2年度には事業が完了する予定でございます。また、東部地区におきましては、来年度、大和浜地区を完了予定にしております。順次、湯湾釜地区、国直地区と、事業を継続して早期完成に努めてまいりたいと思います。

村におきましては、今後も継続事業の早期完成に努めるとともに、村内の防災・減災の確保のためにも、公共事業を推進してまいりたいというふうに思っております。

次に、2番目の村・県発注の入札における最低制限価格の受注制度でございますが、今後検討する必要があるのではないかという御質問でございますが、本村における最低制限価格の算定方法は国の基準に定められた算定方式により算出をしております。国の基準の見直しがあれば、本村もその都度、見直しを行っていること

から、適正な価格での最低制限価格の設定と考えておりますので、現在のところは検討を考えていないところでございます。

次に、3番目の村内県発注入札における村外業者との入札価格が同額によりくじ引きと聞いているが、村内業者だけ指名入札はできないかとの御質問でございますが、県発注の土木工事におきましては、当該建設工事の施工金額によりまして格付けがされた業者を指名することになっております。対象工事によっては、工事箇所のある市町村の区域内における業者を指名をいたしますが、その場合、指名業者を原則10社以上指名しないといけないということになっておりますので、村内の業者だけでは業者数が10社に満たず、指名区域外からの市町村業者も入札に参加をさせている状況でございます。村内業者だけの指名につきましては、なかなか難しいものだというふうに考えております。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、後は関連の御質問等により、関係課長あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

○2番（重信安男君）

公共工事として、大和村も結構発注されてはいると思いますけれども、議会報告会等で集落を回りましても、やはりこの先どういった公共工事があるのかということ必ず誰か言います。今、農業集落が進んでいますけど、それが終わったらどうなるのかとか、名音の道路改良が終わればどうなるのかとか、それほどやっぱり住民というのは心配している。やっぱり10年後、20年後先のことを考えて、生活がかかっているわけですから、それ以外の仕事が大和村にも、企業とか仕事とかいっぱいあればいいんですけど、だいたい公共工事ですらやっぱり生計を立てている人が多いんですよ。そういうことをやっぱり心配していますので、こういう質問をしました。

定住促進住宅というのも公共工事に入ると思うんですけども、定住促進住宅、やはり大和村に住みたいという方が結構話を聞きます。その定住促進住宅を、私は基金を見たら、約13億円ぐらいありまして、基金を崩してできないかなとか考えたんですけど、今、定住促進は過疎債とかでやっておるわけですかね。ちょっと定住促進は何の予算で組まれているのか説明してください。

○企画観光課長（森永 学君）

定住促進住宅につきましては、国庫補助制度ではなく、起債事業でやっております。過疎債を使ってやっております。その過疎債も定住促進住宅に関しましては75%までが充当可能な事業となっております。例えば3,000万円ぐらいでする住宅で

したら2,000万円ぐらいまでだったら起債を使えるというようなものになっております。

○2番（重信安男君）

その定住促進は、今、年間何棟ぐらい建てていますか。

○建設課長（前田逸人君）

今のところ、毎年1棟を建てております。

○2番（重信安男君）

年に1棟では全然間に合わないと思うんですよ。やっぱり年に2棟、3棟、4棟と造らないと、住民は増えていかないと思うんですよね。せっかく来たいという住民がおるけん、その住民が来たくても住むところがないけん、やっぱり村もあちこちの土地を購入されていますので、ちょっと早めに計画を立てて、そういう土地を遊ばせて草ぼうぼうにさせるんじゃなく、早く計画を立てて、計画を作るなりして、人口を呼び込むようにしたほうがいいと思うんですけど、何とか年に1棟ではなくて、せめて3棟ぐらいできませんか。

○建設課長（前田逸人君）

定住促進住宅の建設につきましては、集落からの要望、また財政的なものも今後鑑みながら、計画を立てていきたいと思っております。以上です。

○2番（重信安男君）

これは、前々からもうずっと各集落からも意見とか要望とか出ていると思うんですよ。何かするたびに要望とか意見というのを出せとか言っとったって全然話が進みませんので、何とか思い切ってやる方法とか、計画を立てるべきじゃないかと思っておりますけれども、いかがですか。

○総務課長（政村勇二君）

定住促進住宅におきましては、重信議員がおっしゃるとおり、新築の定住促進住宅建設、これは起債事業でございます。それと、併せもちまして、各集落における空き家調査等も昨年度実施した中で、その空き家の状態によって、こちらのほうでそういうものを改修いたしまして、その空き家のリフォームを進めた上で、オーナーさんとの契約もございますが、そういったところでもまた定住促進住宅として住居の確保に努めているところでもございますので、またそういった各集落といたしますか、いろんなオーナーさんからもお話をいただいている状況もございますので、またその新築とは別になりますが、そういった方法も勘案しながら、そのへの住居における住居確保にも努めているところでございます。

○2番（重信安男君）

今、定住促進住宅もやっぱり1棟だけじゃなく増してほしいと思いますので、空き家を改修してリフォームしてと、それもやっぱり金額的に少ないですけど、いいと思いますので、その点もちよっとまた付け加えて計画を立てられたほうがいいと思いますのでお願いします。

次に、最低制限価格について伺います。この最低制限価格でいくらとか、金額が予定価格は行政が出しますのでわかりませんが、その工事内容も違いますけど、最低制限価格で取った業者は本当に経営として、会社として従業員を雇って経営が成り立つのかだけちょっと教えてください。

○建設課長（前田逸人君）

最低制限価格は国の基準に則って、先ほど村長から答弁がありましたけれども、村の入札におきまして最低制限価格で入札というのは、今のところほとんどございません。ですので、落札率といいますと、98とか97ぐらいになっておりますので、最低制限価格での入札は今のところございません。

○2番（重信安男君）

新聞とかで何十何円まで出てくる単価とかありますが、入札価格とか。あんなのは最低制限価格たたきあいとかになっとるんじゃないんですか。建設新聞とかでよく見られるものですから。

○建設課長（前田逸人君）

その最低制限価格を公表されているところもあれば、公表されていないので、ちょっとそこは分かりかねるところでございます。

○2番（重信安男君）

業者としても、やっぱり満額とまではいきませんが、いい価格で取らないと、やっぱり会社は守れない、従業員も雇えないということになりますので、この最低制限価格というのはもうちょっとパーセントを上げるなりして、もし最低で取られたとしても、取られてないと言いますが、取った場合でもできるような、経営ができるぐらいのパーセントを上げることはできないかということをお願いをしておきたいと思います。

次に、村内の県発注入札について伺いたいと思います。入札は、村内の県道関係、県の関係、この急傾斜にしろ、河川、港湾とか、道路維持補修とか、県の村外の業者と入札が一緒になる時があります。村長が10社以上、入札はできないと言いましたが、そのときに積算が皆さんうまくなって、みんな同額になると聞いてい

るんです。それで、抽選になって、結局、大和村内の業者は取れないで、村外の業者が来て受注して、もう知らない業者の看板が立っているのを見かけるんですよ。そこをやっぱりこれは一般競争じゃなくて指名競争だからそういうふうになるのか、一般だったら5,000万円以上ですよ。それだったら地域優先とかできると聞いたんですけど、何で指名競争入札は地域優先ができないのか教えてください。

○副村長（泉 有智君）

各自治体のそれぞれ発注基準というのがございます。それで、大和村の工事については大和村の業者が基本ということはそもそもできない話でございまして、逆に県のほうからこういう業者を指名してくださいと言われるのと一緒でございまして、そのような各自治体のこちらから大和村内の工事については村内の業者も指名してもらえませんかというようなお願いはできますし、しておりますけども、大和村内の業者だけを指名してくださいということとはできないものでございます。今、積算能力が上がってということをおっしゃいましたけども、まさに先ほど何円まで出る者は最低制限価格のところで競争しているのではなくて、高いところで、はっきり言って競争しておりますし、やはり村内業者の指名については、こちらからの要望できる範囲といいますか、そこらのものでございますので、ほかの自治体の越権行為にならないような形での要望にしかならないところでございます。

○2番（重信安男君）

やはり大和村内では業者が少ないというのが欠点かも知れませんが、やっぱりランクとかいろいろあるわけですよ。金額とかで指名に入る入らないとか、Aクラス、Bクラスとかいろいろあると思うんですけど、大和村内の業者が村外の指名に入らないというのを聞いているんですよ。だけど、向こうの業者は指名に入ってきて仕事を取っていくんですよ。抽選をして、抽選で当たった方が取るんですけど、その抽選するときから地域優先でするなり、欲しければ村外の業者は下げて取るなり、それぐらいのメリットがあればいいんですけど、同額で結局、村外の業者が取るわけですから、そこを何とかもうちょっと地域性というか、地域優先で県にお願いできないものかと思うんですけど、難しいですか。

○副村長（泉 有智君）

同点になれば抽選ということでございますので、抽選はもう仕方がございせんし、先ほどおっしゃいました大和村の業者は村外に行けないとおっしゃいましたけども、逆に今、大和村の基本方針としては村内の工事は大和村の業者を優先するというような形でやっておりますので、それは先ほど言いましたように、それぞれ各

発注者側の基準というのがございますので、それは県なり、ほかの町村に入るか入らないかは、またこちらのほかの町村じゃなくて、大和村を優先しているのと逆と、言えば同じことでもございまして、抽選に関して受注者というか、入札した業者の問題でもございまして、こちらがどうのこうのというようなことを言える問題ではないと思います。

○2番（重信安男君）

大和村の発注内ではそれでいいんですよね。だけど、県発注の場合に、大和村の行政から県のほうにそういうふうをお願いとか、そういうふうにしてできないかと。

○副村長（泉 有智君）

ですので、それが各自治体の発注基準がございまして、こちらからそのようにしてくださいという話は当然できないものでございまして。それは逆に県のほうから我々らにお願いされたことと同じでもございまして、村は村の基準でやるわけですので、それぞれの自治体の基準、判断でやることでございまして、そのような基準を超えるような話のお願いまではできないところでございまして。

○2番（重信安男君）

公共工事として、今は単価的に大分上がってきておりますので、業者も取れば結構いい入札で取れば、従業員のためにもなると思うんですよ。やはりいい金額で落札しないと、会社に金が残らない。そして、金が残れば、働いている従業員のために、給料も上がるし、ボーナスももらえるだろうし、それが今度は大和村に税金として反映されるわけですから、もうちょっと業者のことを考えて、仕事もちょっと、先ほど言いましたけど、10年後、20年後の仕事、公共工事を切らすことのないように、やっぱり業者を守っていくためにも、それは行政の役目でもあると思うんですよ。その業者を守ること、村民を守ることになりますので、それを強く要望して、これで終わりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（勝山浩平君）

これで、2番、重信安男君の一般質問を終わります。

しばらく、昼食などのため休憩をいたします。なお、午後1時30分から再開をしたいと思います。

—————○—————

休憩 午前11時30分

再開 午後 1時28分

-----○-----

○議長（勝山浩平君）

皆さん、こんにちは。

改めて、傍聴にお越しいただいて、ありがとうございます。

午前に引き続きまして、一般質問を再開したいと思います。

-----○-----

○議長（勝山浩平君）

1 番、前田清和君に発言を許可いたします。

○1 番（前田清和君）

皆さん、こんにちは。

ただいま議長の許可をいただきましたので、通告してあります4点ほど質問させていただきます。

まず1点目は、防災対策についてお伺いいたします。近年、災害が多様化、大規模化する中、消防団は本来の消火・救助活動に加え、避難誘導や安否確認など、多様な役割を果たしてきております。今後、大規模な災害の発生が危惧されており、多様化、増加する役割に対応するため、消防団員の確保は課題となっております。しかしながら、全国的に見ても、消防団員数は年々減少し、平成29年には全国で約85万人、約44%の地方公共団体が消防団員数が不足しているとし、特に小規模団体を中心に、約17%が消防団員数不足等により、活動に支障が生じているとされる。そうした中、本村においても未だ消防団欠員の集落があり、住民から不安の声も上がっており、行政として今後どのような対策をされていかれるのか、村長の答弁を求めます。

次に、自主防災組織と消防団との連携についてお伺いいたします。消防団は地域防災力の一部として、法的権限と地域に求められる一定水準の活動能力、即時対応力、機動力、組織力を有し、市町村における災害防除や被害軽減をはじめ、住民の保護にもあたるとの対して、自主防災組織は概ね自治会、集落において災害発生時に多くの住民が相互に協力して被害の拡大を防ぐとともに、災害応急対応を行う組織であり、災害時に地域で果たすべき役割が異なっているのである。大規模災害の発生が危惧される現在において、地域の防災力を強化するためにも、消防団と自主防災組織、それぞれの役割を明確にし、共に充実・強化することが求められています。各集落にある自主防災組織と消防団、今後どのような形での連携をお考えなのか、村長の答弁を求めます。

2点目は、空き家・廃屋対策についてお伺いいたします。現在、全国的にも問題となっている空き家対策、2018年度の県内空き家数が16万6,400戸に上り、この20年間で約2倍に増えてきている。また、県内における住宅総数に対する空き家数の割合を示した空き家化率は18.9%で、全国平均の13.6%を上回り、全国でも5番目に高い順位である。本村においても平成28年度の調査において、利用の可能な空き家が113棟、廃屋が87棟で、合計200棟近くあるとお聞きします。地域の実情として、この奄美は台風常襲地帯であり、台風時に適正な管理がなされていない空き家からの飛来物で被害を受けることが最も懸念される。昨年、台風24号においては、廃屋からの飛来物で被害を受けた住民もおられた。また、奄美にはハブも生息しており、適正な管理がされていない空き家、また空き地には樹木や草が生い茂り、ハブの住み処になることも十分考えられる。そのほかにも野良猫などの住み処になる恐れや、空き家からの火災、不法侵入による犯罪、景観、衛生面など、適正に管理されていない空き家、廃屋が存在することに様々な問題が懸念される。地域の高齢化が進み、今後ますます空き家、廃屋が増加し続けることは避けられないと考えられる。2年前にもこの問題は質問させていただきましたが、その後、村当局はどのような対策をなされ、どう改善できたのか、また今後、行政としてどうお考えなのか、村長の答弁をもとめます。

3点目は、ごみ対策についてお伺いいたします。ここ近年、本村において、県道及び人目のつかない村道・農道等に見られる、ごみのポイ捨てが目につきます。世界自然遺産登録を目指す今、観光振興を進める上で、行政としてどのようにお考えなのか、またどのように今後取り組まれていかれるのか。ごみのポイ捨ては、ごみの不適切な処理方法の一つで、対象物が小さい場合の呼び方であるが、不法投棄に該当する犯罪行為であるため、処罰の対象となります。道路交通法の罰則には5万円以下の罰金とまで記されています。しかしながら、万が一ポイ捨てをした現場を見られず、刑罰に問われなかったとしても、ポイ捨てしたごみはそのうち環境破壊という悪影響を及ぼします。交流人口が増加する中、観光客にしても、本村にとっても、何一つとして良いイメージはありません。各自治体において、それぞれ取り組みがなされており、奄美群島においてもごみのポイ捨て防止条例を施行されている自治体もあります。今後の本村の将来を見据えた上でも、ごみのポイ捨て防止条例などできないものか、村長の答弁を求めます。

最後に、4点目は、村営住宅改修についてお伺いいたします。本村における低所得者向けに建設された村営住宅は、住民にとって本当に有難いものであり、村が管

理をするにあたり、1戸当たりの個人の修繕費用の負担までも村の負担とあるが、人為的過誤や本人のミスによって修繕を余儀なくする場合、その際にかかる費用等はどのようになっているのか、村長の答弁を求めます。

以上、壇上より申し上げ、答弁をお聞きしまして、自席より再度質問させていただきます。

○村長（伊集院 幼君）

皆さん、こんにちは。

今日は、多くの方の傍聴をいただきまして、ありがとうございます。少しでも大和村の取り組みが御理解いただければというふうに思うところでございます。

それでは、ただいまの前田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、防災対策についての消防団員欠員に対する行政としての対策についての御質問でございますが、大和村における消防団は、もう御案内のとおり、5つの分団に分かれていますところでございます。その各分団前に分団長並びに副分団長を任命をさせていただいております。また、団員の資格についても、村内居住者で18歳以上65歳未満で、副分団長以上の消防団幹部におきましては70歳未満と定められており、団員数も52名となっているところでもございます。消防団員の欠員につきましては、現在7名の欠員がございまして、欠員の対応といたしましては、まず欠員の出た集落から分団長及び副分団長のほうで探していただくとともに、消防分駐所のほうで該当集落の区長さんへも情報提供をお願いをしているところでございます。中には、分団内での集落の割当数を変えて対応している現状もございますが、今後7名の欠員の対応につきましては、消防団幹部及び消防分駐所並びに集落と連携を図りながら、欠員補充に努めてまいりたいというふうに思っております。

次に、2番目の自主防災組織と消防団との連携についての質問でございますが、村にとりましても、各集落における自主防災組織は大きな力になっていただいておりますことは、大変有難く思っているところでもございます。村内における自主防災組織は、平成17年度から平成18年度にかけて、志戸勘集落を除く10集落において組織がなされております。組織の編成に関しましては、各集落毎に取り決めがなされておりまして、集落民のほとんどを各係に当てはめたものや、地元消防団員を各係の役職に充て、集落民数名をその係に充てたものなど様々であります。これも各集落独自に考えて策定されたものだと思っております。

そこで、自主防災組織と消防団との連携につきましては、災害発生時や災害発生
の恐れのある際に、消防団員の待機や出動を命じますが、有事の際は消防団のみな

らず、自主防災組織として集落民の協力も必要なことから、各集落への自主防災組織に対する再検討を行うよう、事務嘱託員等でも話をさせていただいた経緯もございます。そのほか消防分駐所や消防団を中心に、自主防災組織への働きかけとして、各集落におきまして、救急講習会を実施し、今後とも各集落における防災意識の向上に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、2点目の空き家、廃屋対策についての御質問でございますが、議員からも御質問のあるように、前回もこの質問については伺ったところでもございまして、我々といたしましてもなかなか進めていない現状にございます。行政といまして、どのような見解をし、どう取り組まれていけばいいのか、そのことについて内部で検討もさせていただいているところでもございます。

村内の廃屋でございますけれども、昨年度前半に行いました地域おこし協力隊の調査によりますと、廃屋と思われる物件、廃屋になりそうと思われる物件をあわせまして96件ということで、調査結果が出されたところでございます。また、大島地区消防組合の火災や予防条例に基づく平成28年度の調査におきまして、廃屋と判断をされた物件が75件であり、昨年度の調査では廃屋と判断された物件は56件と、廃屋と判断された物件におきましては減少している調査結果でもありました。しかし、実際に自主的に取り壊した物件も確認しておりますが、調査におきまして人が住んでいなくても定期的に所有者等が訪れていることが確認できた物件、ほとんど潰れてしまった物件は対象外としていることも原因であるとかんがえられるので、実際の廃屋につきましては56件よりも多いと認識をしているところでございます。現在、村におきましては、自主的に取り壊しを行っている方との公平性や、村が取り壊ししてもその費用は所有者に請求をすることとなることを踏まえ、所有者で取り壊しを行っていただきたいと考えております。このため、まず集落におきまして所有者へ働きかけをいただくなど、お願いをしているところでもございます。今後も地域としっかり一体的に我々も行政とタイアップしながら取り組みを進めていくことが大事ではないかというふうに考えておるところでもございます。

また、村におきましては、村の制度で昨年度から実施しております住宅改修助成金が、現在人が住んでいなくても活用できるということで、廃屋化防止にもなるということから、その活用も検討していただきたいというふうに考えているところでもございます。

次に、3点目のごみ対策についての御質問にお答えいたします。今年も建友会の皆さんの御協力のもとで、行政と合同で道路沿いの清掃作業を実施をさせていただ

いたところでもございますが、その際、空き缶などのごみが多く回収がされたところでもございます。観光振興及び世界自然遺産を目指す中で、ごみの投棄は非常に残念なことであると感じているところでございます。一部の方のモラルの問題であると思いますが、一人一人の環境美化意識の向上が大切であると思っております。

昨年度、奄美大島自然保護協議会の事業によりまして、子ども自然遺産講座で屋久島での研修がございました。本村からも4人の児童生徒が参加をしておりますが、研修報告におきまして、奄美大島と比べて屋久島では落ちているごみを見かけなかったということが、子どもたちのほうから述べられております。人の意識を変えることは難しいこともございますが、自然を守り、景観向上を図ることが、観光振興にもつながることですので、根気よく普及啓発活動を進めていきたいというふうに考えております。

最後の4点目の村営住宅改修についての御質問でございます。村営住宅における修繕費用の負担につきましては、大和村村営住宅の設置及び管理に関する条例第22条第1項から第3項に記載をされているところでございます。内容といたしましては、村営住宅及び共同施設の修繕に要する費用は村の負担とし、入居者の責に帰すべき事由によって修繕の必要が生じたときは、入居者は村長の選択に従い修繕し、またはその費用を負担しなければならないとの取り決めがなされているところでございます。

そこで、人為的過誤やミスによって修繕が必要とする場合には、その原因を調査するとともに、内容を把握した上で入居者と協議の上で、場合によっては入居者のほうに修繕費用の負担も必要になってくるというふうに考えております。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、後は関連の御質問等により、関係課長あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

○1番（前田清和君）

ただいま村長の答弁をお聞きしましたが、担当課長にお伺いします。今、消防団員は7名欠員ということでございますが、もしよろしければ、欠員している集落、どれくらい欠員になって活動されているのか、その期限と集落をもし教えていただければ有難いです。

○総務課長（政村勇二君）

今、消防団条例定数52名中7名の欠員と、村長のほうから説明がありましたが、その欠員している集落でございますが、国直集落が3名、大金久集落が1名、今里集落が3名、合計7名の欠員状況でございます。

○1番（前田清和君）

課長、すみません。その欠員してどれぐらい時期が経っておるのかというのは把握できていますか。

○総務課長（政村勇二君）

すみません。その7名の個人ごとの欠員期間数は、細かな期間に関しましては、こちらのほうでは把握していない状況でございます。

○1番（前田清和君）

その欠員している集落から、もう半年も1年欠員したまま、この消防団がいるので、何か災害があったときとかにすごい不安だという声を聞いておりますから、早急にさせていただきたいのと、先ほど村長からありましたけど、分団長とか副分団長が今まではその欠員されたところは、集落で声を掛けて集めていたと思うんですよ。ですから、その集落でいなければ、団長も副団長も結局もう誰もいないということで、欠員のまま、もうずっときているんですよ。やはりこれは先ほど村長が言いましたように、やはり消防も含めて、課としてやっぱり広報、いろんな形で早く欠員をなくすように努力してほしいと思います。

今年度は、消防団の処遇改善がありましたよね。長時間勤務による消防団への負担を少しでもなくそうと、労働賃金を上げて、本当にいい取り組みをしていますので、やはり消防団員というイメージがね、村民にちょっと分かってもらってないのかなという感じなんです。広報とか、やっぱり年齢も65歳までいけますよとか、やはりそうして今はどこも、行政もそうですけど、人手不足、働き手不足で、人がいない状態でやっているんです。だから、20代、30代、40代に限らず、50代でも、60代でも元気な人もおられますし、とにかく集落が安心して安全にできるように、やはり消防団員確保にぜひ早急に対応していただきたいと思います。

○総務課長（政村勇二君）

確かに、これまでは消防団員の欠員に対する確保に関しましては、自己都合で辞められる方がほとんどでございまして、その原因といたしましては、村外に転出される方、そしてまた仕事、また家庭内事情、健康状態の事情等で消防団を辞められる方がいらっしゃいました。そういった方において、以前までは代わりの方を見つけていただいて、その方を推薦する形で分団長、副分団長、団長、副団長のほうに交代という形で更新をされていた過去もございました。確かに、前田議員がおっしゃるように、近年は人員不足、そしてまた人口減少も伴って、元気な方が集落におられない、そしてまた仕事の都合上でなかなかしょっちゅう集落におられないと

いう状況も踏まえる中ではございますが、やはり今度転入してくる方々も踏まえまして、やはり防災担当の総務課もですが、やはり分駐所及び消防団長、副団長、そしてまた消防団の幹部会におきましても、随時こういった現状を把握するとともに、その集落自体の問題ではなく、その第1分団とか第5分団までである中で、ほとんどが隣接する集落との消防団になっていますので、そういったところからの補充も考えるとともに、また位置的なものでまた考えますと、役場職員、現在45名いる消防団の中で11名が役場職員といたしますか、これは臨時職員も含めての人数でございますけれども、そちらのほうでも今一時的には考えていきたいというふうに思います。なぜ一時的かといいますと、やはりあくまでも役場職員が消防団に入ってしまうと、逆に大きな災害が発生した場合の防災機能、本部であるこちら庁舎内の防災機能の低下の兼ね合いもございますので、またそういった一時的に考えられることとしましては、役場職員も今後考えていければというふうに思っているところでございます。

○1番（前田清和君）

明確な御返事をいただき、ありがとうございます。ぜひ頑張ってください。

それでは、その消防団と自主防災組織の連携ですよね、お伺いしましたけど、これは平成29年度に何か自主防災の研修をされていると。これは毎年その研修はされていますか。

○総務課長（政村勇二君）

その自主防災組織の研修といいますか、私自身はまだ受けてはいないところでございますが、今年度も10月に奄美大島本島内、今回は奄美市内で自主防災組織のそういった研修会が開催されるという情報もこちらのほうで持っておりますので、そういったものに関しましては、また各集落等を踏まえて周知して、参加のほうを呼びかけをしていきたいというふうに思います。

○1番（前田清和君）

ぜひそういう年に1回の活動かもしれませんが、やはりそれぞれの集落の自主防災組織の方々が集まって、それぞれの集落の取り組みとか、それぞれのどういう活動をされているかというのを、やはりこれは村全体で把握しないと大変だと思うんですよ。もちろん自主防災組織というのはそれぞれの集落の活動ですけど、やはりそこは村内の集落、一つの同じ目標に向かって統一させるのもちょっと必要じゃないかなと思います。というのは、先ほどお話がありましたけど、その大きい集落、小さい集落、人口の増減によって、お年寄りから集落全体が全部自主防災組織に

入っておる集落もありますし、例えばうちの大棚集落でしたが、もう壮年団と婦人会のみの自主防災組織とか、それぞれによって、その集落のやり方はいろいろあると思うんですが、もしできるのであれば、自主防災組織のそういう規約も各集落で作っていますよね、今ね。それぞれの集落で作るのもいいですけど、村として、やはり先ほども言いましたように、何か自主防災のそうした規約というか、決め事というか、ルールはないのか。作っとくべきじゃないかなと思うんですが、いかがですか。

○総務課長（政村勇二君）

自主防災組織の規約におきましては、先ほど村長の答弁にもございましたが、平成17年度、そして平成18年度、2カ年にかけてまして10集落で作成されております。その叩き台としてなるものが、こういった基本的な物事を決めてくださいというもの、その当時示して、ほとんどがその内容に沿ったものになっているところがあります。土台としてはそういった土台になっておりますけれども、集落によっては、例えば例をとっていいますと、防災組織のトップになる方が区長さんであったりとか、先ほど議員のほうからも紹介がありました青壮年がトップであったりとかというところになっているところでもありますので、こうやって基本的に作らなくちゃいけないというところは、もちろんお示ししてありますが、また近年、平成30年度変わったところにおいてというか、それ以前において再編がなされたところにおきましては、こちらはまだ把握してない状況がございますので、今年度にもまた事務囑託委員会等を通じて再編がなされた自主防災組織の規約等がありましたら、こちらのほうでも把握するように努めますと同時に、その中でまた現代に合った、変更していかなくちゃいけない、また具体的な基本的な考えがあるようでしたら、こちらのほうから内容を把握した上で、随時、情報提供をしていきたいというふうに思っております。

○1番（前田清和君）

やはり、先ほど言いました消防団とその自主防の連携というのは、この消防団員の方というのは、夜はほとんどその集落におられるかもしれませんが、例えば昼間、皆さんやっぱりお仕事をされながらの消防団です。昼間、そういう火災とか災害、台風、そういう何かあったときには、消防団ではもう抱えきれない部分がある。そういうときこそ、やはり自主防災が自主的に動いて、集落の高齢者の方々の見守り、お助けをやったりするのが自主防災なので、やはり今、消防団員は消防団員、自主防は自主防として、しっかりとその連携が取れるように、何かそういう窓

口じゃないですけど、そういうのをしっかり作っていただければなというふうに思います。

それでは、2点目ですが、この空き家、廃屋対策です。これは2年前にも一般質問をさせていただきましたが、本当に空き家に対しては大和村は定住促進住宅ということで、今だいたい年に2棟造っているということです。1,000万円ぐらいの予算をかけて造って、空き家は確かに減少傾向にあると思います。しかし、この廃屋ですよね、先ほど消防組合が調べたのは56件ということでしたけど、実際に本当に見たら56件を上回るかもしれないという返事をいただきましたが、本当にこの廃屋はもう各集落に行っても、どこの集落からも声が上がるんですよ。2年前も村長さんから返事はいただきましたが、これは行政だけではできないと、しっかり集落の区長さんをはじめ、集落の方々と連携を取りながら進めていきたいという返事をいただきました。そういうふうには、今現状はできないと思うんですけど、2017年度に空き家対策特別措置法といって、強制執行というがありますよね。行政が強制的に撤去して、その撤去した費用を家主さんに請求するとか、そういう形もあるんですけど、なかなか行政としてもそこまで今できないわけですよね。本当に個人個人の財産であるから難しいんでしょうけど、それであれば、例えば空き家を除去するための費用も補助、その個人の家が空き家を取り壊したいんですけど、となるときに、じゃあ村として全額は出せませんが、例えばある程度の金額の補助ということもできないか。また、もし空き家を改修して、もし空き家を取り壊したら、取り壊した時点で固定資産税が上がりますよね。そうであれば、除去後の固定資産税の減免、少しでもやはりこちらとしてはその廃屋を取り壊して、何とか景観を良くしたいと思うのであれば、こういう補助であったり、固定資産の減免であったり、いろいろと方法はあると思うんですよ。村として、今後、廃屋に対して何かしらやはり行動に移さないと、いつまでも検討します検討しますじゃ、高齢化になっていって、これからまたどんどんどんどん廃屋は特に増えていく一方だと思います。今、多分、総務課が一生懸命、家主さん、地主さんと連絡を取られてやられていると思うんですけど、その廃屋に対して、2年前もお伺いしましたが、その廃屋の持ち主の全員の確認はできていますか。その家主さん、地主さんの、空き家じゃなくて、その廃屋のです。

○総務課長（政村勇二君）

大島支庁を含め、大和消防分駐所が平成30年度に調査いたしました廃屋に関する調査、先ほど56件とありましたが、これは火災予防条例上で該当する数字でござい

ますので、その56件の加入者及び連絡先はこちらのほうで把握はしております。

○1番（前田清和君）

把握されておりましたら、今どういう方々への対応をされているんですか。もし電話したり、文書を送ったりとか、いろいろあると思うんですよ。ただ、把握しているだけで、何もこっちから働きかけなりと、向こうはもう何も言ってこないから置いといたらいいと思われたら、もう本当に大変ですから、その56件に対してらせん部把握してあるのであれば、もうしつこいようですけど、いろいろ文書を送ったり、そういうやっぱり働きかけをしないと、これは解消に進んでいかないと思うんですよ。ぜひそういうふうにして、何かしら、もうみんな村民は、特にその廃屋のある周りの方々というのは、もう台風が来るたびに、みんなヒヤヒヤなんですよ。台風で屋根が飛んだとか、そうなったときに、じゃあ誰が弁償してくれるんですかといったら、この家主さんとトラブルもできないですし、廃屋のね。だったら、もう自分が泣いてでも修理しないと駄目なんですよ。それか行政が払ってくれますかといったら、行政も払えないじゃないですか。ですから、やっぱり廃屋というのは隣近所の方々へのトラブルの原因なので、少しでも解消できるように頑張っていただきたいなというふうに思います。

それでは、3点目です。ごみのポイ捨てですが、本当この県道79号線、この道をずっと通っていきますと、奄美市と大和村の境がありますが、僕がいつも気になっているのが、奄美市に入った途端、不法投棄の看板がしょっちゅうたくさん設置されているんですね。国直を上がって、奄美市に入った時点でごみの不法投棄の看板が結構あって、奄美市環境課ということで、あれは役所が立っている看板だと思うんですよ。しかし、この大和村は国直から今里までですけど、ほとんどごみ不法投棄とかいう看板を見たことがなくて、もうそこに対して奄美市、その隣の市町村とのごみに対する意識がちょっと薄れているのかなと思うんですけど、課長、大和村にそういうごみの不法投棄とかいう、そういう看板は設置されていますか。

○住民税務課長（三宅正剛君）

大和村の場合は、一応看板というよりは産廃のGメンが各方面を回っておりまして、その場合に不法投棄があった場合には、村の方に連絡が入るようになっております。ただ、看板設置に関しては、奄美市は不法投棄の件数が多くて、注意喚起をする上で課のほうで取り扱っておりますが、大和村自体は件数はそうなくて、通報は年に1回あるかないかというような状況でございますので、もしどうしても必要な場所、回数が多いとか、そういうのがありましたら、こちらでまた看板等の設置

を考えたいというふうに思います。

○1番（前田清和君）

必要であれば、看板という返事ですけど、やはりそういう看板一つするだけで、車からのポイ捨てとか、運転手もね、車に乗っている方というのの意識もちょっと変わってくと思うんですよ。草刈り班がよく草を刈っていますけど、もうその空き缶から買い物袋のごみ袋から、もう本当にポイポイ捨てているみたいです。あるいは、その草刈りしたメンバーが自動的に回収して行政に持ってきてるのかわかりませんがね、やられているんですよ。本当これから世界自然遺産、観光客、増えていく中で、奄美に来て県道を走ったらごみだらけだと、本当それじゃあ何のための世界自然遺産登録を目指して、本当に観光客に喜んでもらうために頑張っているのか、ちょっともうわからないんですね。だから、しっかりそれはやっぱり行政として、看板といってもそんなに立派な看板じゃなくていいんです。ちょっとした看板でもいいから、そういうごみの不法投棄の看板であったり、そういうところからまず動いていただきたいと思うんですよ。やっていただけないですか。

○住民税務課長（三宅正剛君）

設置して、意識の啓発を図るというのは大変良いことだと思います。その景観を一方では看板がやたらあると、損ねるという懸念もございますので、そこらへんは道路の管理者等と話し合って、できる範囲で行ってまいりたいというふうに考えます。

○建設課長（前田逸人君）

議員がおっしゃるように、県道内で今、草なぎ班に流しているところでございますが、確かに議員がおっしゃるように、空き缶等とか弁当の殻とか、結構あるところでございまして、その原因といいますのは、確かに草が生えてなぎやすいという環境に今、定期的にないでいるんですけども、草が生えてポイ捨てがしやすいということになっていますので、これはやはり定期的に草があまり生えないように、村道もしかり、県道もしかり、農道もしかりですけど、そういった環境づくりを道路管理者としても今後やっていきたいと思っております。今後は世界自然遺産登録になることですから、山中の村道につきましてもそういった形で定期的に維持管理をして、ポイ捨てができないような環境づくりをまた住民税務課との協働で注意喚起等も今後やっていきたいと思っております。以上です。

○1番（前田清和君）

ぜひ、それぞれの課でしっかり連携して、少しでもごみのポイ捨てが減ったなと

思われるように頑張っていたきたいなと思います。

最後にですが、村営住宅の改修についてでございます。先ほど村長が条例でもお話しいただきましたが、その村営住宅、これも前、住宅改修については話したんですけど、大和村は特に塩害がひどくて、特に大棚から向こうというのは、特に冬は北風で住宅のドアが錆びついたりとか、ポストのあれが取れたりとか、本当にそういうのに対して改修はしていただいて、本当に有難いなと思っています。私が今回聞きたいのは、その住宅の外見じゃなくて、住宅の住んでいる中での改修について聞きたいんですよね。条例には、住宅に住んでおられれば、退去するときには畳の取り替え、これは敷金で多分賄っておられると、住宅に入居する際の敷金で畳は替えているんじゃないかなと思います。ただ、その後、住宅のサッシとか諸々しても、そういうところは村が負担するとあるんですけど、その線引きがちょっとあやふやじゃないかなと思って、1回目は村がしますよ、雨戸は2回目は自分たちでしなさいよと、そういうふうに言われる人もいますよ。だから、村負担と条例にはあるんですけど、その線引き、どこまでが村がする、どこまでが個人負担というのをやっぱりしっかりと明確にすべきじゃないかなというふうに思うんですけど、いかがですか。

○総務課長（政村勇二君）

その村が負担する分、そしてまた入居者が負担する分に関しましては、一度、平成13年にそういった取り決めがなされたというふうに聞いております。その中で項目が96項目ございました。それをあまりに当てはめすぎますと、逆に低所得者向けの村営住宅における住環境づくり、住みよい住環境づくり、そしてまたそこをしますと入居者の負担も多くなってくるというところもありますので、今後やはり、もちろん消耗品的なものに関しましては、入居者負担にさせていただくところであるんですが、そういった村が負担するものに関しましても、入居が誤ってやったものに関しましては、協議の上、そしてまたその内容、原因調査を踏まえまして、それで修繕金額がいくらかかる。その中で過失割合的な、割合といいますか、実際、数字は決まっただけではないんですけども、本人の故意によるものなのか、いろいろ考えられはするんですが、その原因、内容をまた調査した上で、その入居者の負担、そして協議の上、決めていければというふうに思っているところでございます。

○1番（前田清和君）

実は、ある集落でちょっと聞いたんですけど、個人、その村営住宅に住んでおられる方のトイレの改修が6月頃にあったということを聞かせていただきました。そ

のトイレの改修に、これは携帯電話かスマホか知らないですけど、便器に落としてしまったということで、これを早急に改修しなければならないということで、役場の担当職員が行かれて、何か対応されたそうです。しかし、トイレに持っていった携帯、スマホ、これをトイレの便器に落とした、これは人為的ミスというのは、もしトイレに持っていかなければ、そういうことはないわけですよね。持っていったということは、自分にも過失があるということで、これは僕の考えですよ。これは村の負担でもいいけど、自分負担もちろんこれは発するべきだと思っていたんです。しかし、今回聞いたら、村が全部負担したと。問題なのは、トイレは水洗ですよ。村営住宅は普通の温水付き便座、どこの集落にも付いていないんです。これは個人で付けるのは別に構わないと思いますよ。ただ、その住宅にその温水付き便座が取り付けられた。その話を聞いたら、本人が取り壊す前に自分が付けたと。普通の住宅は付いてないので個人で付けたと思うんです、個人でね。ただ、それを壊して改修して、またそこに温水付きの便座を設置した、これは行政はどういう意味で、元通りにしてあげるために、それを取り付けてやったのか、それは全部村が負担しているということなので、ちょっとこれは問題じゃないですかということで、今回質問させていただきました。結構、いろんなやはり不平不満の声、なんであそこだけとかいう声も出てきていますので、この件はしっかりと家主さんと、住んでいる入居者と話し合いをして、全額、村が負担じゃなく、しっかりと割合を決めて、僕は改修するべきだと。そうしないと、村民は納得できないと思うんですよ。どう検討されていきますか。

○総務課長（政村勇二君）

そのウォシュレット付きの便座の交換におきましては、確かにそのウォシュレット付きというのはもともと村営住宅建設当時には付いていないものでございます。入居後、その入居者個人が付けたものだと思っておりますが、当時、担当のほうにも聞きますと、その便器自体、携帯電話が流れた配管の修繕及び便器自体、それに伴ってかわからないんですけども、便器自体の修繕もあったということで、同等なものの修繕を依頼した。こちら村側は同等のものを修繕をしたというところがございます。そういったことがありますので、便器自体の取替え、そしてまたその取り付けに対するメーカーのいろんな兼ね合いとかもあったんでしょうけれども、6月13日金曜日から15日、土日を挟むというところで、もうさすがにトイレができないと、その入居者も大変困るというところで早急に対応した経緯もございまして、今後、例を挙げれば、今回のトイレの件のみならず、いろんなそういった入居

者のいろんな過失、そしてまた間違いによって、そういった案件が出てきたときには、今後はまず修繕に対する費用はこれぐらいかかりますと、それに対して、その本人さんの意向調査、協議の上、また今後そういった全額でなくても、一部負担が取れるように、そういった取り決めに職員に周知徹底するとともに、また今回、平成29年度に行って、今年度、準備を予定しております住宅の案件等をまた各戸に配る準備をしておりますので、そういった自己負担もありますというところの周知を改めてまた行っていきたいと思っております。

○村長（伊集院 幼君）

ただいまの担当課長の説明を補足させてもらえば、議員のおっしゃるとおり、これは村民に不公平があってはなりませんので、我々もそういうことを後で報告を受けて、とりあえずほかの入居者に迷惑がかかるから、行政として早く処置をしたということでございます。やっぱり物が原形にあるものに復旧していくのが基本的な考えでございますので、個人が手を加えたものについては、それは個人の負担としなければならないということを我々も検証して、私どもは先ほど答弁でもちょっと文言でしか言いませんでしたが、その内容について、このミスがどこまであったのか、そして物が手を加えてどこまであったのかというのを検証して、個人からの負担も我々も取らざるを得ないのかなというふうに考えているところでございます。

○1番（前田清和君）

村長からも、担当課長からもありましたけど、やはり本当にこの問題はしっかりと対応をお願いしたいと思います。そして、今後、この村営住宅に入居する方には、しっかりとした修繕に関する線引きといいますか、負担とか、そういうのをしっかりと、入る前に説明しないと、入ってからこれは村がしてくれるんだ、これは自分でせなあかんのだとかねなってくるので、後でまたごちゃごちゃなる前に、しっかりと入居者にはそういうことを、条例にも書いていますけど、もっと細かくしていただいて、住んでいる方々にも、低所得者の本当この住宅は住み心地がいいんですよ、安い家賃で入らせてもらっているし。大和村は、先ほど同僚議員からありましたけど、もう住む家がなくて、住宅があれば幾らでも入って来るような、今、本村の状態ですので、ぜひこの修繕負担に関しては、しっかりとしたあれを作っていただいて、今後またお努めいただきたいなというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（勝山浩平君）

これで、1 番、前田清和君の一般質問を終わります。

次に、3 番、藏正君の発言を許可いたします。

○3 番（藏 正君）

皆さん、こんにちは。

忙しい中、傍聴に来ていただき、本当にありがとうございます。

今回の質問に関しましては、我々議会のほうで各集落で行っております議会報告活動の中で出てきた意見をもとに今回は意見を取り上げさせていただきました。

それでは、早速ですが、一般質問を申し上げます。

最初に、国立公園指定のヒエン浜や戸円集落の海岸の保全について伺います。ヒエン浜の砂がほとんど見られない状況になっていますが、戸円集落沖の海砂採取が長年継続されており、影響がないとはいえないのではないのでしょうか。海砂の採取は、昭和57年当たりから始まり、37年以上継続して採取されています。平成23年から平成30年度までの8年間のデータしかもらえなかったのが残念ですが、この間の採取量の累計は16万立米で、さらに30年間遡った累計採取量は少なく考えても50万立米を超えることが予想されます。一口に50万立米といってもピンときませんが、国直海岸で考えてみると、延長が約1キロメートル、幅が10メートル、深さを5メートルとしたときに、砂の量は5万立方メートルとなります。戸円沖の海砂採取量は、国直海岸の10倍以上の量が採取されたと考えられます。さらに、最近の珊瑚礁事情などから、海砂の再生量はそれほど見込まれないようにも思います。砂利採取法19条に、他の産業の利益を損じ、公共の福祉の反すると認めるときは認可をしてはならないとあり、22条では19条に規定する要件に該当することとなり、または該当することとなる恐れがあると認めるときは、採取業者に計画の変更を命ずることができるとあります。ヒエン浜は、国立公園であり、本村の観光資源です。現在、ヒエン浜を利用したゲストハウスを運営されている村民の方もいらっしゃいます。ヒエン浜の砂の流出は、本村の観光事業に大きな影響をもたらしますが、海砂採取がヒエン浜浸食に影響していないと言い切れないのであれば、許可者に対して海砂の埋蔵量の再調査等を実施し、海砂採取上の再検討を促していくべきではないのでしょうか。戸円集落海岸と併せ、観光資源である海岸保全について、村長の見解を伺います。

次に、大和の園について、施設老朽化に伴う移転または民営化についての協議は始まっているのか、施設と同様に介護機器類も古いままになっていないか、民間施設との競合に耐えうる設備になっているのか、また臨時職員の処遇改善は図られて

いるか、さらには専門の正規職員が少ないとの声を聞くが、採用計画は順当なのか伺います。

大和の園は、築34年の老朽化と、東日本大震災時の大津波の脅威等から移転の声が出てきていますが、民営化を含めて具体的な協議は始まっているのでしょうか。どのような組織で、どのような協議がなされているのか答弁を求めます。

介護機器類の設備については、昨日、現地調査を行わせていただきました。最初に厨房の説明があり、今年度、配膳車が導入されており、利用者に対して温かい食事を提供したいとの思いに対して感銘を受けたところです。室内において、特にベッドの説明を受けました。高さや傾斜角度など、自動調整ができるベッドで、十分なようにも思いましたが、導入年度が平成13年度ということで、十七、八年前の設備だということを考えると、近年の介護技術の革新から考えても古いものになっていないかとの懸念が生じます。耐用年数や減価償却の観点からも、更新の時期に来ているのではないのでしょうか。また、近隣市町村の民間を含めた施設との競合に見合った介護設備の導入は最低限必要なのではないのでしょうか。さらには、利用者に対して、常に快適な環境を提供していこうという思いが一番重要なことであり、そのためにも介護設備の最先端情報に対しアンテナを張り、職員から利用者の快適な環境づくりに対して活発な発案のある環境づくりが必要ではないかと考えますが、いかがですか。村長の答弁を求めます。

臨時職員の処遇改善については、国が進める同一労働・同一賃金にならい、本村の会計年度再任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正により、処遇改善が図られることを確認しました。

最後に、正規職員の配置状況と今後の計画について伺い、壇上よりの質問とし、答弁の後、自席より再質問いたします。

○村長（伊集院 幼君）

それでは、ただいまの藏議員の質問にお答えをさせていただきます。

ヒエン浜や戸円集落の海岸保全についての御質問でございますが、1番目の戸円沖の海砂採取はいつから始まっているかとの御質問でございますが、この海砂採取は昭和57年から採取が始まったという記録が残っております。

次に、年間の採取量と累計量はどれくらいになるのかということでございます。先ほど議員からございましたように、我々が質問を受けたときの調査によりますと、平成23年度からの資料ということでございましたが、その後、許可でございます県のほうから資料をいただきました中では、これまで昭和57年から平成29年度ま

でということで、データが示されております。議員の御質問の中で、令和元年度は3万2,000立方メートルということで計画もしているところでございますが、これまでに120万4,550立方メートルが採取をされているということで聞いているところでもございます。

次に、海砂の採取とヒエン浜の環境との関連性についてでございます。行政としまして、調査はしていないところでもございますが、関連性につきましては2008年に海砂の採取で砂浜が細り、ウミガメの産卵場所が侵食されたなどとして、奄美大島の住民等が県内の砂利採取会社に対し、海砂採取差し止めを求めた訴訟で、鹿児島地裁は海砂採取によって侵害されていると認めるに足りる証拠はない。侵害の予防として、採取の差し止めを認めることはできないと、住民側の請求を棄却する判決を言い渡しております。海砂採取と自然環境への関連性の調査につきましては、多くの方が調査を行っているというところでございますが、海砂の採取が海岸の侵食等の直接的な原因であると判断する結論には至っていないというところであります。そのほかに、海砂を採取できる場所はないのかということもございますけれども、現在、奄美大島の近海では、戸円沖のほか住用町青久沖、宇検村アヨ崎沖、瀬戸内町請島沖の4カ所で海砂が採取をされております。海砂採取の場所は、海形の地形や海砂の量等を考慮し、採算性を見合う場所を選定している場所に限られ、新たな場所の選定は奄美大島近海では困難ではないかというふうに思うところでございます。そのため、一度許可されると、毎年同じ場所で許可を取り、海砂を採取していく傾向があるようでございます。御存じのように、海砂はコンクリートの骨材として必要な材料でもありまして、公共事業等の推進には欠かせない材料でもございます。奄美近海で採取されていることであるからこそ、輸送費が抑えられ、安価な価格で提供できる利点もございます。しかし、採取につきましては、全国的に地域住民や環境保護団体とのトラブルも出ているようでございますけれども、やはり奄美漁協や地域住民の理解を得ながら、自然環境への影響について、最小限に抑えることを念頭に採取をすることが大事ではないかというふうに思います。

我々村の立場からいたしますと、許可を出すのは鹿児島県でございますが、我々市町村に意見を求められるということがございますので、我々も今後そういう海砂の減少に伴う環境影響調査ができるものかどうかということは意見を述べさせていただければというふうに思うところでございます。

次に、2点目の大和の園についての御質問でございます。施設老朽化に伴う意見、または民営化についての協議はされているのかということでございますが、大

和の園は、御案内のとおり、昭和60年5月の開院以来、34年の月日が経過しております。それに伴い、修繕が必要な箇所も発生しておりまして、随時、補修等を行っている現状でございます。移転・民営化に関しましては、今後どのような高齢者福祉を行っていくのかを検討するために、平成30年5月より、村内の保健・医療・福祉・介護の関係団体として、保健福祉課、大和診療所、社会福祉協議会、大和の園で構成する、あり方検討会で協議をしているところでございます。これまでも11回開催をされておりまして、移転や民営化も含め、将来の大和村の介護需要に合った介護サービスのあり方について協議をしている段階でございます。そろそろあり方検討会の中での内容が示される予定でございますので、村としても早い時期に検討を進めていかなければならないというふうに考えているところでもございます。

2点目、2番目の介護機器の古い機材になっていないかとの御質問でございます。昨日も皆さんに見ていただいたように、やはり施設も長年経ちますと、機材も老朽化していくのは当然のことです。今の時代に合った、やはり機材を導入したいというふうに考えているところでもございますが、何分にも財政面もございますので、やっぱり支障を来すものからということで、園の中でいろいろとやっぱり工夫しながら、今、介護の支援をさせていただいているところでもございます。我々もやはり不都合なところは早めに替えていただいて、やはり快適な園での生活が必要ではないかというふうに思っておりますので、やはり利用者に支障がないように、今後、大和の園で対応させていただきたいというふうに思っております。

また、この施設内での取り組みについては、やはり大島地区の老人施設協議会等でもいろいろと連携を図りながら情報を得て、今の時代に合った対応策も考えさせていただければというふうに思っております。

臨時職員の処遇につきましての御質問でございます。大和の園は、もうこれまで皆さんの御質問にもお答えしておりますように、国のほうからの支援もございまして、処遇改善はこれまで進めさせていただいたところでもございます。これまでは国からの支援前に、賃金を我々村で定められた賃金単価によって、そして就業日数や経験年数において単価等も設定させていただき、そしてまた、社会保険加入においても我々も待遇改善をしながら、快適な中で職員にも処遇をしっかりと確保する中で働いてもらうということをしているところでもございます。

また、平成27年度からは、9月と3月に一時金も支給するようになりまして、社会保険加入者における介護職の方へは7万2,000円、看護職には10万円を支給しているほか、社会保険に加入できない皆さんにはその半額を支給をさせていただいて

いるところでもございます。

今後、先日皆さんの同意をいただきました条例改正において、来年度から会計年度任用職員の制度がスタートいたします。身分がある程度保証されるのではないかとこのように思っておりまして、それもしっかり我々もそれぞれの現場のほうで対応していきたいというふうに考えているところでもございます。

また、この正規職員の少ない中でございますが、採用計画についての御質問でございます。もう御案内のとおり、我々も厳しい財政の中で園の運営をこれまで強いられてきました。そういう中で、臨時職員が本当に多くなっております。このことは園の運営にも大きく貢献をいただいておりますが、我々もその中で処遇を何とか改善してほしいという御意見の中で、できるものから年次的にこれまで進めてきたところでもございます。先ほども臨時職員の処遇について、我々もしっかり対応してきたわけでございますけれども、ある程度、来年度からのこの会計年度任用職員になりますと、ある程度の責任が任されるという前提のもとで我々は採用しなければならないという形になってきます。そのことはまして今よりも賃金がやっぱり増えてくるということにもつながっていきますので、それぞれの働いている職員が身分を保証されて、そして自分たちが業務を与えられた中で、この園で働くことになっていきますので、そういう中におきましては、今現在の職員でも不足かもわかりませんが、我々もその状況を見ただ中で職員配置を考えながら、しっかり有資格者を配置することで入所者の安全・安心を確保していきたいというふうに考えております。いろいろと我々も課題がございますけれども、皆さんの御意見を賜りながら、我々も進めさせていただきたいと思っておりますので、何卒御理解をいただければというふうに思います。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、後は関連の御質問等により、関係課長あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

○3番（藏 正君）

まず、海岸の保全のことから再質問したいと思うんですけども、先ほど以前の海砂と砂流出の訴訟問題があったという、あれは昭和何年のことですか、もう一度教えてもらえませんか。

○産業振興課長（郁島武正君）

2008年です。

○3番（藏 正君）

その2008年に、浜砂流出と海砂採取との因果関係は認められなかったという判例

が出ているわけですが、その後の海砂のまさか120万という数字が出てくるとは思いませんが、80万ぐらいなのかなと思ってたんですけど、120万といたら、もうだいたいの計算なんですけど、国直の浜でだいたい5万立米というのが認められたら、10倍ときかない、東シナ海の浜砂全体量ぐらいになってくるんじゃないかなと思われる数字だと思うんですよ。これだれの海砂が採られていっているという実績がありながら、その後残っている埋蔵量というんですか、砂を同じ箇所からずっと採っているわけじゃないですか。その中でそこに同じように砂が再生して、これもあるだけでもすごいですけど、その量的なものは定期的な調査というのは行われているんですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

蔵議員の海砂の質問が出てから、いろいろ勉強したわけですが、毎年、採取会社が予定採取量を申請して、実績も若干違う場合もありますけれども、採っていると。その採っていくために、その採っている場所の埋蔵量が、その調査したとおりにあるのか、また予定どおり採っているのかを、県が賦存量調査ということで、必要に応じて調査しなければならないというふうな文言が書いてありました。鹿児島県のはちょっと見つけれなかったんですけども、福岡とか沖縄の場合にはそのような許可を与える県側が賦存量調査というのをするというふうな文言がございます。鹿児島県のはちょっと探せなかったところでございます。

○3番（蔵 正君）

一番大事なところがそこだと思うんですね。例えば鹿児島県は、毎年、多分申請ですよ。申請があって、申請量のとおり採っているかどうかの、ちゃんとした検査をしているのか、チェック体制がとれているのか、その採っていった後に何年後とかに、採取場所の砂の量が当たり前にあるのかどうかの調査というのが確認されていないということなんですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

賦存量調査の公文書開示請求というのが某団体から県に出されて、その開示の期間は遅れたんですが、不開示というふうには書いてありませんでしたので、賦存量調査の結果等は開示されたということは、賦存量調査もしているのかというふうに自分は今理解したところでございます。

○3番（蔵 正君）

例えば、自分は今、大和村の海岸の特にヒエン浜の現場を見て、俺だけじゃなくて、その地区の村民の方から不安視されているわけですよ。それでこの問題を提

案しているんですけれども、その見えないところ、この砂利採取法というのがあって、そこの認可の基準というのがあって、他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認めるときはということが書いてあるんですよ、許可してはならないと。他の産業といったら、ヒエン浜で関係するのは、大和村で考えられるのは、観光事業が考えられますよね。実際にあそこで民宿をされていた方が、まだ今でもゲストハウスをやっているわけですよ。だから、そういった利益を損じることが認められたときはと書いてあるんですよ。この海砂採取が浜砂の流出との因果関係が認められない限り、許可してもいいと逆にいうことになるんですよ。ですから、この法律は、すごく何か弱者に対してすごい冷たい法律のような気がするんですけれども、でもせめてその因果関係が認められなかったというのであったら、鹿児島県はちゃんとしたそれを調査、その海砂の採取量とかに対して、そのデータをちゃんと開示して、村民に海砂を採取しているのが原因じゃありませんよというのを示すべきじゃないんですかね。そういった申請の同意者にあたる、村長は同意者にあたるんですけれども、申請の同意者ですよ。その海砂申請に対する同意者として、この村民の不安視する声と、県が今その因果関係を実証するじゃなくて、因果関係が認められていませんよと、あやふやなところで許可していることに対してどう思いますか。

○村長（伊集院 幼君）

私が先ほどお話したように、我々は市町村として意見を述べる立場ということで、同意は我々じゃございません。ですから、そこで私が言ったように、調査をやっていただくとか、そういうことは意見として述べられるのかなというふうに思います。ですので、議員の思う気持ちはわかりますが、そこはやっぱり海の権利者というのが一番私は強いものではないかということで、我々もどういった形になっているか、我々も話をする中で、やっぱり漁業者に一番の権利があるのではないかというふうに思っておりますので、そこらへんはやっぱり漁業者とももう少し話をするべきかなというところも、我々もまた思っているところでもございます。

○3番（藏 正君）

今回、私もこの質問のものは、海岸の保全、要するに海岸の浸食が海砂の採取量、もう三十何年も採っているという現実と、実際この量は今までわからなかったわけですけど、120万立米ですよ。これだけの海砂が同じ場所からずっと採られている中で、誰が考えてもその海砂採取が海砂が少なくなっている原因にはならないというふうには考えられないと思うんですよ。ですから、このことはきちんと県に

因果関係のなしというのが説明できなければ、許可をするなということじゃないんですよ。許可をするんじゃないなくて、もちろん漁業者に対しての収入減とかにも、漁協の収入減というのもしていますから、ただ1カ所からずっと採り続けるということに問題があるんじゃないかと提案しているんです。しかも、宇検村が採っているのは、大和村の今里との境目辺りで採っているという話を聞くと、なおさら大和村がそれと合わせたぐらいの、何か被害を被っているんじゃないかなということも考えられるわけです。ですから、できればこれにはその調査とかいうのはすごい金がかかるのかもしれませんが、全体の漁業だけでなく観光業とかいうのも海岸環境は関係してきますので、奄美大島全体のその海岸の保全という意味から考えても、県に対してのその開示請求、ちゃんとしたその因果関係は、海砂採取のせいではありませんというのを立証するか、もう一度ちょっとお金をかけてでも海砂の調査を施して、その持ち回り制みたいな、何年間ごとにどこどこからの海砂の採取を行うことにしますと、場所を変えていただかない限り、この問題はずっと残って、その県政に対するちょっと変な気持ちにもなるような、不平等感も出てくるような感じですので、村長、そこらへんはぜひとも、ただ意見として述べるだけでなく、開示請求なり、何かしていくべきじゃないですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

海岸の浸食が海砂の採取と全然関係ないというふうには書かれておりません。いろんな要因があって、その中の一つに海砂や川砂の採取が海岸線が細る原因とあるんですが、ほかにも特に外洋、東シナ海にしても、太平洋は外洋ですので、温暖化による海面の上昇とか、波の向きが変わったとか、港の構造物の関係とか、そんないろんな要因があって、その海砂採取だけが理由じゃないと断定できないのが、訴訟でもそういうふうな棄却という結果になったと思いますが、その後も全国でそのような問題は調べてみるとあるんですけども、実際、断定しきれていないと。しかし、1カ所だけ海砂採取によるものだというふうにして、海砂採取が差し止めになったのが瀬戸内海ですね。ただ、いわば内海みたいな状態になっていますので、瀬戸内海では、ここよりも数倍の砂をずっと採っていますので、そのへんが多くの県がまたがっていますけども、差し止めになった経緯があるということでございます。場所を持ち回りというような感じで、数年おきに採るのもいい案かもしれませんが、海砂採取はいろんな関係者が多く関わって、金銭も調査には多くかかるかと思えます。戸円沖が相当な量があるということで、三十数年間採り続けているかと思えますが、仮に場所を移しても、今度そこでまた問題が生じるようなことも考え

られますし、もし海砂採取を差し止めますと、公共工事のコンクリートの骨材としての砂以外の調達とか、そのへんも複雑なものが絡まってくるような気がいたして、ちょっともう少し来年以降、採取に対しての意見書を出すときには、また村長としっかり協議したいと考えております。

○3番（藏 正君）

課長がおっしゃるとおり、大変難しい問題だというのは私も認識してまして、でも何かを動かしていかないと、大和村ばかりが被害を被って、これから先、崎の濱の砂もなくなって、たまたま一番みんなが重要視している国直海岸の砂がなくなっているから、まだ村民の全体の騒ぎにはなっていませんけど、それがいつ影響するかもわからないじゃないですか、今の現状から言うと。何かどこかの砂が増えていますよという事例とかあったらいいんですけど、全体的に浜砂は減っている状況にあると思いますよ、大浜海岸にしろ、どこにしろ。そしたら、私が言いたいのは、私個人では訴訟を起こすようなエネルギーは持っていませんので、やっぱり大和村に携わっている、一番携わっている大和村側から県に対して、この1カ所だけじゃないところの方法の再検討とか、何か因果関係の調査も併せて、海砂の埋蔵量調査も併せて、今までのこのやり方では不平等があるかもしれませんかというのを村側からぜひ訴えていただきたいと思うんですけども、いかがですか。

○村長（伊集院 幼君）

議員のおっしゃるとおりであると思います。我々もこうして見過ごしていたわけじゃございません。さっきからおっしゃるように、建設資材の確保をどうしていくかということがあって、これまで長年にわたって、そういう経緯に至ってきたということでございます。しかしながら、2年前に国立公園に指定をされる中で、我々も動きを変えていかないといかんのではないかというのはあると思います。そういう中では、今までの続けてきたことをずっとやるんじゃないでなくて、そこにやっぱり自然との弊害が出てくる場所については、議員のおっしゃるような、場所を変えて採取してもらおうとかということもやっぱり考えていくべきじゃないかというふうに思っています。私たちが意見を述べる立場として、どこまでやれるかわかりませんが、そういう声をちょっと我々も上げさせていただいて、県にも届けた中で、実際、因果関係が判明することに超したことはないんですけども、それには相当な時間も要することでしょうし、まずはできることからと申しますと、やはり採取場所を変えてもらおうとか、そういうことも我々もしっかり県のほうに声を届けさせていただきたいというふうに思います。

○3番（藏 正君）

ぜひ、そのようにお願いしたいと思います。

それと、議会側からも議長に提案なんですけれども、大和村議会からも県に対する意見書として取り上げてもらえないのか、検討していただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（勝山浩平君）

議会の役職として、そういった意見書を上げることはできますので、また後ほど全員協議会でこれから協議をして、その結果に応じて取り組めていけたらと思っています。個人的には大賛成です。

○3番（藏 正君）

大和の園について伺いたいと思います。まず、施設の移転、または民営化についての協議についてなんですけれども、その協議会というのはどのような組織なのか、またその協議内容についてどのような内容の協議が行われているのか。何となくというか、何か方向性は見えてきているのか、併せて伺いたいと思います。

○大和の園園長（勝 健一郎君）

ただいまの藏議員の御質問にお答えをいたします。

あり方検討会としましては、先ほど村長の答弁にもありましたように、保健福祉課、大和診療所、社会福祉協議会、大和の園、各関係団体で構成するメンバーで協議を行っております。この協議内容につきましては、まだ決定事項でもなく、また村長への提言についてもまだこれからの段階ではありますけれども、今現在、大和の園が行っている介護事業の種別は、介護老人福祉施設、定員50名の施設と、短期入所生活介護、ショートステイを定員3名のその3つの事業を行っているわけでありまして、この事業を単なる継続するのみでなく、いろんな部分の他の種別、例えば小規模多機能型居宅介護であったり、グループホームであったり、いろんな選択肢を排除せずに、議論を行っているところであります。

また、民営化なり、経営主体についても、含めてその検討会の中で協議をしているところでございます。

以上です。

○3番（藏 正君）

ありがとうございます。

多分、今の移転とかも民営化について、まず最初に立地場所というのがそう大和村には敷地的なものが絶対に不足してしまっていて、その移転先を考えるにしても、そ

この開発とか、その用地の取得とかいうのに対して相当な時間を要するんじゃないかなと思いますし、その民営化についても、現在、利用戸数とか立地場所とか、いろいろ考えたときに、民間に委託するのも非常に難しい状況にあるんじゃないかなと思います。

そんな中で、設備関係、建物が古いのはもう仕方ないとして、中身の設備関係は充実しているのか、近隣の施設との見劣りがあって、選択の中で大和が一番最後尾に回されていないかとかいうのがあって視察もさせていただいたんですけども、自分たちが新しいところをまだ行って勉強したりしてないものですから、自分たち素人が見て園長の説明を受けたときに、ベッドの高さも調整できるし、傾斜角度も自動でできるベッドだったりするので問題ないのかなと思ったんですけど、導入年度が確か平成13年度だとおっしゃいましたよね。平成13年度に導入したベッドだとすると、十七、八年かかっているわけですよ。そうなってくると、あれ、ベッドの耐用年数ってどのくらいなのかと思うたり、その減価償却引当なんかちゃんとしているのかなとかいうことが気になってくるんですけど、その点。ベッドの耐用年数等はどんなものなんですか。

○大和の園園長（勝 健一郎君）

ただいまの御質問ですけれども、ベッドの耐用年数については、ちょっと今現在は把握はしておりません。ですが、やはり時代の進歩とともに、機器のほうも新しいものがどんどん出ている状況にございますので、また来月には介護ロボット等、そういった研修会等も案内が来ておりますので、そういったものに参加しながら、新しいものの導入は検討していきたいと考えております。

○3番（藏 正君）

耐用年数は来てないということだったんですけど、メンテナンス的にはどのような状況になっていきますか。自分たちで直しているのか、定期的に専門家に見てもらっているとか、そのへんはどうなっていますか。

○大和の園園長（勝 健一郎君）

メンテナンス等については、一応不具合が生じた場合には医療機器メーカーが定期的に巡回しておりますので、そういったことで随時修理をしているところでございます。

○3番（藏 正君）

メンテ不足で利用者に何か事故が生じないような対策だけは、最低限取ってもらいたいと思うんですけども、その備品として減価償却引当とかいうのはもちろん

されていますよね。

○大和の園園長（勝 健一郎君）

減価償却につきましては、細かな計算等は行っておりません。

○3番（藏 正君）

こういった施設の備品関係、どう考えてもベッドとかも永久的に使う物じゃないと思いますので、もう実際17年は過ぎているわけですよ。17年過ぎているという
と、今の介護の進歩というか、技術開発とかいろいろ進んでいると思われる中で、
十七、八年前の物というのは、もう大分古い物だということになってくると思うん
ですね。そうすると、自分も近隣の施設を視察してないから何とも言えませんが、
近隣の施設のそういった設備と比較して、相当大和村は遅れているということに
なってきませんか。いかがですか。

○大和の園園長（勝 健一郎君）

私もしょっちゅうではありませんが、いろんな会合等で他の民間施設に行ったこ
ともありますけれども、大きな違いはないと認識をしておりますけれども、やはり
先ほど耐用年数を超えているのではないかとお話がありましたように、予算面を考
慮しながら順次入れ替えていく作業は必要になるかと思っております。

○3番（藏 正君）

大和の園のそういった設備とか、そういった施設のにも古いわけで、そういった
ものに対しての引き当てられる基金とかいうのは十分に備えているんですけど。

○企画観光課長（森永 学君）

基金の件であります、今回の決算書、その中で、大和の園財政調整基金という
ものがございます。もし充てるとしたら、その基金になるかと思います。

○3番（藏 正君）

ぜひ、さっきも壇上の中に入れたんですけれども、大和の園の中で一番重要なこ
とって何だろうといろいろ考えたときに、職員の方が利用者に対して、利用者の快
適性を求めたときに、もっと快適にするには何だろうとかいうのを、職員の方々が
発想して、園長にこういったものを導入したら利用者は快適になりますし、職員の
労力も負担も軽減できますよというようなことが、末端の職員から意見が上がって
くる環境というのが一番理想的な職場環境じゃないかなと思うんですね。そした
ら、その中にそういったやっぱり最先端介護技術の情報とかいうのが、その大和の
園の職員全体で共有できるような環境づくりというのが大事じゃないかなと思うん
ですよ。さっきからしつこく言いますけど、十七、八年前の導入しているもので、

これで全然足りてるもんねって言ってるようでは、ほかの施設に遅れをとるばかりで、大和の園が他市町村よりも先に出るということはもう絶対にないと思うんですよ。ですけど、その情報を先に取得して、できたら財政面はもちろんあるんですけども、大和の園は建物は古いけど、設備的には行ってるよね、サービスの的には最先端を行ってるよねって言われるような、またそういったものを目指していく、職員と一丸になって目指していくような職場づくりが必要だと思うんですけど、どう思われますか。

○大和の園園長（勝 健一郎君）

ただいま蔵議員のおっしゃるとおり、やっぱり他の民間施設と競合していく中で、やはり大和の園の特徴というか、そういったものはどんどんアピールしていかないといけないと思っております。建物自体はもう今の現場ではなかなかすぐすぐ建て替えることは難しいと思っておりますけれども、そういった最先端の介護器具であったり、また私自身、ハード面だけではなくて、やっぱりソフト面で介護職員の質を高めることも大変重要なことだと考えております。そういった面で、大和の園に入所したら、やっぱりこういうところが良かったと言ってもらえるような努力をして、他の施設との差別化を図っていきたいと思っております。

○3番（蔵 正君）

長年、大和の園に勤めておられる園長に、そのあたりを期待したいと思います。よろしくお願いします。

職員の処遇改善については、質問に取り上げておりましたけども、条例改正の説明の中で説明を受けましたので、今の賃金を守りながら、報酬あたりで上乘せをしていくという基本的な説明だったんですけども、そのへんで現在、臨時職員の方々も理解してくれるというふうに考えております。

最後に、正職員の採用状況について、今現在、正職員がどのような形で採用されているのか、もう一度、村長答弁を聞き逃した面もありますので、もう一度説明していただけないか。

○総務課長（政村勇二君）

現在、大和の園における正規職員、正職員は6名となっております。そのほか臨時職員が27名となっております。

○3番（蔵 正君）

介護と看護の専門の職員がどのようになっているか教えててください。

○総務課長（政村勇二君）

看護師におきましては3名中1名が正規職員、介護士におきましては18名中1名が正規職員となっております。また、一般職員6名の中には介護福祉士の資格を持っている者も1名いる状況でございます。

○3番（藏 正君）

その全体で職員6名、27名、33名ですか、その中で事務を除いて看護・介護の専門が1名、1名ということだったんですけども、これで十分間に合うんですか。

○大和の園園長（勝 健一郎君）

現在、看護職については3人中1名が正職で、介護職については18名のうち1人が正規職員ということでありますけども、介護福祉士の資格を有している現在の臨時職員も7名おります。そういった中で、来年度からまた会計年度任用職員というふうになるということで、やはりそれぞれが責任をもちながら業務にあたっていくということで対応をしていきたいと思っております。

○3番（藏 正君）

最後になりますけど、その処遇改善の中で改善はされるんですけど、村長の答弁にもありましたけど、園長からもありましたけども、ただ上がるだけじゃなくて、ある程度の仕事量も求められるというところがありまして、ここが非常に微妙な世界だなというふうに感じているんですよ。賃金は上がったけど、何かものすごいハードになったとか、そのへんがまた新たなあれが発生しすぎないように、そこらへんのどこまで求めるとかいうのが微妙なラインが出てくと思うんですね、その線引きできないような。そこらへんでまた新たな問題が生じないようにしていかなければいけないんじゃないかなと思うんですけど、そのへん少し考えているところはありませんか。

○村長（伊集院 幼君）

私が言った、その責任の分担、役割というのは、やっぱり特殊性がある、今、大和村で臨時で働いてもらっている大和村の介護士、看護師さん、そして保育士さんとかいう資格を持ってる方は、今までと仕事の内容は変わらないというふうに思っています。しかしながら、気持ちの持ち方という、その一人の今までの臨時職員が今度は会計年度任用職員という位置づけになりますので、やっぱり気持ちを高めていただいて、今までどおりしっかり責任を全うしていただくという意味でございますので、業務分担が増えるという意味ではないということで御理解いただければと思います。

○3番（藏 正君）

その中で考えていくと、逆に正職員をちょっと増員していく必要性もありませんか。

○総務課長（政村勇二君）

大和の園には、現在6名の正規職員がいるという答弁をさせていただきましたが、この6名に関しましては、大和の園以外といいますか、大和村本庁の職員、そして定数条例、職員条例に載っている定数の中に含まれる6名でございますので、その中で限られた正規職員の中で、総務課を含め、各部署においての人員配置をしている状況でございますので、そこに関しましては決められた人数の中での割り当てといいますか、そういった人数の中でやっていければと思っていますので、またその条例定数が変わらない限りは変わらないと思うところでありますが、その職員の人数に関しましては、県の方からの指導等もございます中で、限られた人数で割り当てている状況でございますので、そこはまた理解していただきたいというふうに思います。

○3番（藏 正君）

ぜひ、大和の園が設備的にもサービスのにも、すごく向上しているというような評判が立ちますことを祈念いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（勝山浩平君）

これで、3番、藏正君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（勝山浩平君）

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了となります。

本日は、これにて散会いたします。

傍聴に多数お越しいただいて、誠にありがとうございました。

お疲れさまでございました。

散会 午後3時10分

第 3 回 大和村議会定例会

第 3 日

令和元年 9 月 25 日（水）

大 和 村 議 会

令和元年第 3 回大和村議会定例会会議録

令和元年 9 月 25 日（水）

午後 3 時 40 分開議

1 議事日程

開議の宣告

- | | | |
|-------|------------------------|--|
| 日程第 1 | 認定第 1 号 | 平成30年度大和村一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 2 | 認定第 2 号 | 平成30年度大和村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 3 | 認定第 3 号 | 平成30年度大和村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 4 | 認定第 4 号 | 平成30年度大和村大和診療所特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 5 | 認定第 5 号 | 平成30年度大和村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 6 | 認定第 6 号 | 平成30年度大和村集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 7 | 認定第 7 号 | 平成30年度大和村大和の園特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 8 | 認定第 8 号 | 平成30年度大和村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告及び採決) |
| 日程第 9 | 同意第 2 号 | 大和村教育委員会教育長の任命について |
| 日程第10 | 発議第 3 号 | 新たな過疎対策法の制定に関する議会意見書の提出について |
| 日程第11 | 発議第 4 号 | 「国立公園ヒエン浜の保全と戸円集落沖海砂採取の在り方についての調査特別委員会」の設置について |
| 日程第12 | 発議第 5 号 | 「開饒神社から始まる黒糖の歴史ストリート」（仮称）の日本遺産登録申請に向けた検討委員会の設置を求める決議について |
| 日程第13 | 総務建設委員会の閉会中の所管事務調査について | |
| 日程第14 | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について | |

閉会の宣告

2 出席議員は次のとおりである。(8名)

1番	前田清和君	6番	民文忠君
2番	重信安男君	7番	池田幸一君
3番	藏正君	8番	宮田到君
5番	勝山浩平君	9番	奥田忠廣君

3 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	大崎一也君	書記	太純一君
--------	-------	----	------

5 説明のため出席した者の職氏名

村長	伊集院幼君	教育長	藤井俊郎君
副村長	泉有智君	教委事務局長	福山茂君
総務課長	政村勇二君	企画観光課長	森永学君
建設課長	前田逸人君	産業振興課長 兼農委事務局長	郁島武正君
教委指導主事	小原和博君		
会計管理者 兼会計課長	大石松美君	保健福祉課長 兼大和診事務長	早川理恵君
住民税務課長	三宅正剛君	大和の園園長	勝健一郎君

開議 午後 3 時 4 0 分

-----○-----

○議長（勝山浩平君）

皆さん、こんにちは。

本日の開会時間に変更になり、大変申し訳ありません。議員発議等が追加があったため、お詫びを申し上げます。

また、今日の午前中、議会報告会でいただいた意見を議員間でとりまとめて総務課長のほうに提出をさせていただきました。是非、当局幹部の皆様、お目通しくださいますようお願いを申し上げます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程のとおりであります。

-----○-----

- 日程第 1 認定第 1 号 平成30年度大和村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 認定第 2 号 平成30年度大和村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 認定第 3 号 平成30年度大和村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 認定第 4 号 平成30年度大和村大和診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 認定第 5 号 平成30年度大和村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 認定第 6 号 平成30年度大和村集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 認定第 7 号 平成30年度大和村大和の園特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 認定第 8 号 平成30年度大和村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（勝山浩平君）

日程第 1、認定第 1 号、平成30年度大和村一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第 2、認定第 2 号、平成30年度大和村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 3、認定第 3 号、平成30年度大和村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 4、認定第 4 号、平成30年度大和村大和診療所特

別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 5、認定第 5 号、平成30年度大和村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 6、認定第 6 号、平成30年度大和村集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 7、認定第 7 号、平成30年度大和村大和の園特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 8、認定第 8 号、平成30年度大和村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、以上の案件を一括議題といたします。

決算審査特別委員会委員長に委員会報告を求めます。

○決算審査特別委員長（重信安男君）

こんにちは。

それでは、平成30年度決算審査委員長報告をいたします。

決算審査特別委員会に付託を受けました、認定第 1 号、平成30年度大和村一般会計歳入歳出決算認定及び認定第 2 号から認定第 8 号までの平成30年度各特別会計歳入歳出決算認定の審査を 3 日間の日程で行いました。

9 月11日の事業箇所の現地調査から始まり、9 月17日及び18日の審査において、村長以下、関係職員の出席を求め、提出された決算書や主要施策成果表及び監査委員の意見書などをもとに審査を行い、本委員会に付託された 8 件の決算をいずれも認定すべきものと決定いたしました。

一般会計及び特別会計において、おおむね良好な行財政運営ですが、毎年指摘事項である滞納整理や不納欠損処理について、滞納者や連帯保証人に対し、これ以上滞納を増やさないような抜本的な対策を講じ、各課が連携し、滞納対策を行い、住民に不公平感を与えない方策も徹底してほしいとの意見が出ました。

まず、一般会計において、本村の農業発展や農家の生産意欲の拡大のためにも、「すももフェスタ」以外に農業祭のようなイベントを開催したらどうかとの意見に対し、現在行っているイベントを軸に農林水産物の時期にあわせたイベント等の開催も考えていきたいとの答弁がありました。

次に、観光客が本村を訪れる時、商店や飲食店が少ないが、世界自然遺産登録を見据え、行政は更なる商工へのバックアップが必要ではないかとの意見に対し、今後、行政と商工会が連携を強化し、村民や観光客に不便を生じさせないよう、村内の商店などに助成策を講じていきたいとの答弁がありました。

また、世界自然遺産登録を見据え、本村の夕日がきれいに望める嶺山公園からふれあいパーク戸円にかけてのサンセットロード開拓について、今後どのように考えているのかとの意見に対し、今後、地主との交渉を行い、サンセットロードを早め

に完成させたいとの答弁がありました。

次に、本年の3月の予算委員会において、まほろば館と生産者間でうまく連携が取れていないという意見があったが、現在、生産者とまほろば館との連携がうまく取れているかとの意見に対し、生産者とまほろば館スタッフの連携が担当職員以上に取れており、農産物の取扱高も増えているとの答弁がありました。

また、今後、まほろば館の農産物等の売り上げを伸ばしていくためにも、ホームページや地元ラジオを積極的に活用し、生産者の意欲向上が図れるような方策はないのかとの意見に対し、現在ホームページのフェイスブックにより情報発信を行っているが、今後、地元のラジオを効果的に活用したり、売れ筋の農産物をその都度農家へ報告を行うなど、生産者との連携の強化により意欲向上を図っていききたいとの答弁がありました。

次に、民泊事業に対して今後どのような支援を行っていくのかとの意見に対し、大和村まると体験協議会において書類作成等の事務的支援や先進地視察などを行い、民泊開業支援を効果的にやりたいとの答弁がありました。

また、現在、農産物に対して市場集荷は行っているが、漁業の発展や活性化、漁民の意欲向上のためにも、漁獲物に対しても市場集荷等の助成を行ってはどうかとの意見に対し、漁民の意見を取り入れながら、今後検討していきたいとの答弁がありました。

次に、各特別会計の決算状況について、平成30年度も前年度同様、各特別会計は全体的に黒字傾向にあり、次年度以降につなげていただきたいと思います。

まず、大和診療所特別会計において、医師の診療が村民から信頼を得ているが、医師の将来における構想を行政が効果的にバックアップしていく必要があるのではないのかとの意見に対し、医師の構想と行政の構想をうまく取り入れて、より村民に信頼していただける診療所にしていきたいとの答弁がありました。

また、大和の園特別会計において、先進情報を職員間で共有していく必要があるのではないのかとの意見に対し、研修会や先進地視察を積極的に行い、最先端の情報を得て、園の設備や備品等のハード面や入所者が最良の介護を受けられるようなソフト面についての情報共有も強化していきたいとの答弁があった。

最後に、当委員会では、委員長の報告とあわせて議会の意見をとりまとめているので、当局におかれましては意見書として取り上げていただけるよう申し上げ、平成30年度決算審特別委員会の委員長報告を終わります。

○議長（勝山浩平君）

これで委員長報告を終わります。

ただいま決算審査特別委員会委員長から報告がありましたが、決算審査特別委員会は、議長を除いて、すべての議員が委員となっております。

したがって、認定第1号から認定第8号までの委員長報告に対する質疑は、省略いたします。

これから、各認定議案の討論及び採決を行います。

最初に、認定第1号、平成30年度大和村一般会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

討論なしと認めます。

これから、平成30年度大和村一般会計歳入歳出決算認定の件を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長報告は、認定するとありました。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（勝山浩平君）

全会一致であります。

したがって、平成30年度大和村一般会計歳入歳出決算については、認定することに決定をいたしました。

次に、認定第2号、平成30年度大和村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

討論なしと認めます。

これから、平成30年度大和村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものであります。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（勝山浩平君）

全会一致であります。

したがいまして、平成30年度大和村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定をいたしました。

次に、認定第3号、平成30年度大和村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

討論なしとします。

これから、平成30年度大和村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものであります。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（勝山浩平君）

全会一致であります。

したがって、平成30年度大和村国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定をいたしました。

次に、認定第4号、平成30年度大和村大和診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

討論なしと認めます。

これから、平成30年度大和村大和診療所特別会計歳入歳出決算認定の件を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものであります。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（勝山浩平君）

全会一致であります。

したがって、平成30年度大和村大和診療所特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定をいたしました。

次に、認定第5号、平成30年度大和村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

討論はありませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

討論なしとします。

これから、平成30年度大和村介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものであります。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（勝山浩平君）

全会一致であります。

したがって、平成30年度大和村介護保険特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定をいたしました。

次に、認定第6号、平成30年度大和村集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

討論なしと認めます。

これから、平成30年度大和村集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものであります。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（勝山浩平君）

全会一致であります。

したがって、平成30年度大和村集落排水事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定をいたしました。

次に、認定第7号、平成30年度大和村大和の園特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

討論なしと認めます。

これから、平成30年度大和村大和の園特別会計歳入歳出決算認定の件を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものであります。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（勝山浩平君）

全会一致であります。

したがって、平成30年度大和村大和の園特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定をいたしました。

次に、認定第8号、平成30年度大和村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

討論なしと認めます。

これから、平成30年度大和村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものであります。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（勝山浩平君）

全会一致であります。

したがって、平成30年度大和村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、認定をすることに決定をいたしました。

次に、決算審査特別委員会の意見についてお諮りをいたします。

これから、全員協議会におきまして協議をします意見書について、この意見を議会の意見として村長に提出をいたしたいと思いますが、御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（勝山浩平君）

異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の意見書を議会の意見として村長に提出することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第9 同意第2号 大和村教育委員会教育長の任命について

○議長（勝山浩平君）

日程第9、同意第2号、大和村教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村教育委員会教育長の任命について、提案の理由を申し上げます。

大和村教育長の藤井俊郎氏が、令和元年9月30日をもって任期満了となります。

つきましては、新たに晨原弘久氏を任命したいと思いますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めたく御提案を申し上げます。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

大和村教育委員会教育長の任命について、内容の御説明を申し上げます。

同意を求めています方は、住所、鹿児島県大島郡大和村国直107番地3、氏名、晨原弘久。

生年月日、昭和32年10月20日であります。

履歴の主な概要につきましては、お配りしました資料のとおりであります。
御審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（勝山浩平君）

これから質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

討論なしと認めます。
これから、同意第2号を採決いたします。
この採決は、起立によって行います。
本件は、これに同意することに賛成の方は御起立を願います。
〔賛成者起立〕

○議長（勝山浩平君）

賛成5名で多数であります。
したがいまして、同意第2号、大和村教育委員会教育長の任命について同意を求める件は、同意をすることに決定いたしました。

—————○—————

日程第10 発議第3号 新たな過疎対策法の制定に関する議会意見書の提出について

○議長（勝山浩平君）

日程第10、発議第3号、新たな過疎対策法の制定に関する議会意見書の提出についてを議題といたします。
提案者に趣旨の説明を求めます。

○総務建設委員長（重信安男君）

新たな過疎対策法の制定に関する議会意見書の提出について、提案の理由を申し上げます。
昭和45年の過疎地域対策緊急措置法制定以来、四次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における産業振興、生活環境の

整備など、一定の成果を上げてきました。現行、過疎地域自立促進特別措置法の期限切れを令和３年３月末に控え、過疎地域の現状は、人口減少と著しい高齢化に直面し、財政状況も厳しい中、路線バスなどの公共交通機関廃止、看護師等の不足、担い手不足や働く場の確保、集落の存続、活性化など、解決すべき多くの課題が残されており、過疎地域の条件不利性を克服するための格差是正を推進する施策は今後更に必要と思えることから、意見書の可決は必要であると考えます。

以上、提案理由といたします。

○議長（勝山浩平君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

討論なしと認めます。

これから、発議第３号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第３号は、原案のとおり可決をされました。

—————○—————

日程第11 発議第４号 「国立公園ヒエン浜の保全と戸円集落沖海砂採取の在り方についての調査特別委員会」の設置について

○議長（勝山浩平君）

日程第11、発議第４号、「国立公園ヒエン浜の保全と戸円集落沖海砂採取の在り方についての調査特別委員会」の設置についてを議題といたします。

提案者に趣旨の説明を求めます。

○3番（藏 正君）

それでは、提案理由を説明いたします。

本村の国立公園に指定されているヒエン浜では、砂がほとんど見られない状況になっており、その景観はもとより、ウミガメの産卵数の減少など、壊れゆく観光資源に浜辺でゲストハウスを営む経営者をはじめ、多くの住民が心を痛めています。浜砂の減少については、具体的な要因は発表されておらず、原因究明についての調査が行われているのかもわからない状況です。そのような中で、海砂の採取は昭和57年度から継続的に実施され、累積採取量は120万立方メートルにも上っています。国直海岸の砂の量がおおよそ1万5,000立方メートルであることを考慮すると、国直海岸の80倍の砂が採取されていることになり、因果関係がないとの判断は妥当なのかと疑念を抱きます。そこで、この際、村民の懸念を払拭することを目的として、当議会でヒエン浜の保全と海砂採取の在り方についての調査特別委員会の設置を提案いたします。

○議長（勝山浩平君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

討論なしと認めます。

これから、発議第4号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本件に賛成の方は、御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（勝山浩平君）

起立4名、賛成多数であります。

したがって、発議第4号は、原案のとおり可決をされました。

特別委員会の委員につきまして、前もって全員協議会で募っております。また、

委員長、副委員長の選任も終わっておりますので、御報告を申し上げます。

委員は、1番、前田清和君、3番、藏正君、6番、民文忠君、7番、池田幸一君、以上の4名で構成する「国立公園ヒエン浜の保全と戸円集落沖海砂採取の在り方についての調査特別委員会」を設置することにしたいと思います。

なお、特別委員会の委員長に、藏正君、副委員長に池田幸一君が選任をされております。

-----○-----

日程第12 発議第5号 「開饒神社から始まる黒糖の歴史ストリート」（仮称）の日本遺産登録申請に向けた検討委員会の設置を求める決議について

○議長（勝山浩平君）

日程第12、発議第5号、「開饒神社から始まる黒糖の歴史ストリート」（仮称）の日本遺産登録申請に向けた検討委員会の設置を求める決議の提出についてを議題といたします。

提案者に趣旨の説明を求めます。

○3番（藏 正君）

最初に、今日の議会開催が遅れましたのは、私が提案しましたこの件につきましてでありまして、大変申し訳なく思っております。それと、議会から国や県には意見書という形で意見を申し上げますが、村当局には議会の決議という形で方法があるということを学びまして、今回急ぎ提案させていただきました。

それでは、提案理由を説明いたします。

奄美の基幹産業でありますサトウキビは、慶長10年（1605年）に沖縄へ渡航中に嵐で遭難して、中国福建省に漂着した直川智翁が製造技術とともに3本のサトウキビを密かに持ち帰り、本村の磯平地区において栽培したのが始まりとの話は、皆さん御存じのとおりでございます。さらに、慶長15年（1610年）に初めての製糖が行われ、黒糖百斤が製造されたとの記録があります。それから、3年後の慶長18年（1613年）から薩摩藩の版図に属し、黒糖に目をつけた藩は川智翁の孫、直嘉和智を琉球に派遣し、製糖技術を磨かせるほか、その後も直家の子孫たちに、住用村や宇検村においても生産面積拡大を図らせるなどし、元禄12年（1699年）あたりから増産強化が強いられ、明治維新まで地獄の租税制度が敷かれていくのであります。

もともと役所勤めをしていた川智翁は、奄美の産業振興を願い、広めたサトウキビがあだとなって島民を苦しめることになるとは到底考えなかったことでしょう。

また、祖先の思いとは逆に島んちゅを苦しめる黒糖事業に自らも手を貸さなければなかった子孫たちの思いはどのようなものだったのでしょうか。

耐え難い苦しみから解き放たれた我が村の先人たちは、川智翁の偉業を尊び、明治15年11月1日に思勝尾神に開饒神社を創建し、31年後の大正2年には思勝尾神1の3に改築移転され、さらに48年後の昭和36年には甘藷伝来350年の節目を祝い、池田勇人内閣総理大臣から故直川智翁に対し、糖業功労者として従五位の叙勲を賜ると同時に、社に置いても思勝尾神14に再び改築移転がなされ、さらにさらに23年後の昭和59年4月30日には開饒神社創建100周年を記念し、現存の神社が再建されたのであります。このように、本村の先人たちは、直川智翁に対する尊敬の念を大切に、村の誇りとして讃え、節目を持って神社を再生してきました。

「西郷どん」で維新前の奄美が薩摩藩によって制圧されていたことが生々しく放送されました。それは、奄美の黒糖が維新達成を目指す薩摩藩の大きな資金力になったことを全国に知らしめたことにもなります。日本の歴史の変革を支えたといえる黒糖産業が大和浜出身の直川智翁から始まったという事実が開饒神社として本村に現存しているのです。

しかしながら、本村の開饒神社についての知名度はどのくらいのものでしょうか。黒糖産業の始祖が祀られている程度でとどまっているように思えてなりません。村外においては、サトウキビ生産者でさえ知らない人がいるぐらいです。直川智翁の偉業と、そこから始まった島んちゅの苦難の道と、その苦難から生まれた黒糖が明治維新を支えたという事実と、それら先人たちの功績を開饒神社創建以来、村の誇りとしてずっと守ってきた先輩たちの功績に対して敬意を持って行動を起こすときがきているのではないのでしょうか。

開饒神社から始まる黒糖の歴史ストリートとして、本村が中心となり、群島内の焼酎工場や製糖業を巻き込んでストーリーをつくりあげ、日本遺産登録をすることで、たとえ大和村に人が来なくても、奄美のどこからでも開饒神社の名前が出るような仕組みをつくりあげて、初めて亡き直川智翁をはじめ、直家子孫の方々の安寧が図られるのではないのでしょうか。

現存の開饒神社再建から今年で35年になります。社の朱色もあせている状態にある開饒神社をこの際きれいに仕立てて、日本遺産登録に向けて行動を起こそうではありませんか。「開饒神社から始まる黒糖の歴史ストリート」（仮称）の日本遺産登録申請に向けた検討委員会の設置を求めることを決議します。

追加として、日本遺産登録が2020年度で登録が終了するというところで、その申請

に対しての今年の申請の期日も過ぎてしまっているというのは、この間の決算委員会で聞きましたが、それでもあえてこれを提案する意味を皆さんに考えていただきたいと思います。いろんな知恵を集めて、日本遺産登録に向けて取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○議長（勝山浩平君）

内容の件については、また改めて終わった後にでも確認をされてください。この思いは伝わったと思いますので、議会の議決として検討していただけたら大変ありがたいと思います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

討論なしと認めます。

これから、発議第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第5号は、原案のとおり可決をされました。

—————○—————

日程第13 総務建設委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（勝山浩平君）

日程第13、総務建設委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

総務建設委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本村の農林水産業振興に関する事項及びその他の所管事項について、閉会中の継続

調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

-----○-----

日程第14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（勝山浩平君）

日程第14、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました次期定例会等の本会議の会期日程など、議会の運営に関する事項等について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝山浩平君）

御異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

-----○-----

○議長（勝山浩平君）

ここで、このたび御退任をされます藤井教育長より挨拶の申し出があります。これをお受けしたいと思います。

藤井教育長、お願いいたします。

○教育長（藤井俊郎君）

ただいま勝山浩平議長さんから発言の許可をいただきましたので、教育長退任にあたり、お礼を申し上げます。耳の遠い私こと、藤井俊郎を教育長として、村長さ

んが議会に同意を求め、議員の皆様にご同意をいただきました。村長さんはじめ、議員の皆さんに厚くお礼を申し上げます。

平成26年4月1日に教育長を拝命し、平成27年4月1日から新教育委員制度に変わり、2期、5年と6カ月にわたり大和村教育行政を担わせていただきました。十分なことはできませんでしたが、大和村の教育行政の礎ができたことを深く感謝申し上げます。議員の皆様の大和村の教育行政に対する御質問や御支援、前教育長さんがつくりあげた小学校4校集合学習、本村の教育風土であります人・自然・文化・歴史を生かした教育などを融合させ、小規模校だからできる教育、小規模校だけできる大和村の教育行政の礎ができ、子どもたちが学びたい学校、保護者が学びたい学校になってきました。

教育は人なりと申します。校長先生はじめ、先生方、地域に根ざした教育の推進に協力していただいた大和村民の皆様方にも感謝を申し上げます。

児童生徒数が減少しております。学校の教室のクーラーの設置をはじめ、施設設備が充実し、子ども支援策も充実して快適な教育環境ができてきておりますが、児童生徒の確保の施策を積極的に推進しなかったことを深く反省しております。

結びにあたりまして、進みつつある大和村、小さくても光輝く大和村、大和村の充実・発展に思いを馳せるとともに、皆々様の御活躍を祈念申し上げ、退任の挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（勝山浩平君）

藤井俊郎教育長の話し方がとても個人的に大ファンでした。これから聞くタイミングが減ると思うと、大変寂しい思いもしますけれども、これまで5年6カ月の間、本村の教育行政を押し上げていただき、御功績に議会を代表しまして、心から敬意を表します。

また、次の新しい生活においての御健勝を心より御祈念を申し上げます。誠にありがとうございました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

会議を閉じます。

令和元年第3回大和村議会定例会を閉会をいたします。

お疲れさまでございました。

閉会 午後4時17分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

大和村議会議長 勝 山 浩 平

大和村議会議員 民 文 忠

大和村議会議員 池 田 幸 一